

公表用

施工プロセスチェックの手引き（H24改訂版）

～ 建築工事編 ～

長 崎 県

平成24年4月1日

はじめに

公共工事の品質確保は、発注者及び受注者の双方に課せられた責務であり、公共施設の品質と耐久性の向上を目指した施工管理、監理監督が重要となります。

特に、現場における日常の出来形・品質管理は、公共施設の品質を大きく左右する重要な部分であり、そのためには適正な施工体制の確保が不可欠です。

この手引きは、関係法令、契約約款、建築工事標準仕様書等の遵守及び、公共工事の施工過程（プロセス）における適正な管理を行うため、施工プロセスチェックリストの各項目における、監督員及び主任監督員の「チェックポイント」、「判断基準」、「注意事項」の3点について、その内容を補足し整理したものです。

なお、プロセスチェックの結果については、工事成績に反映されますので、施工者のおかれましては、よく内容をお読みいただき、施工管理にご活用いただきますようお願いいたします。

平成24年4月

【目次】

1．プロセスチェックリスト

記入取扱	・・・	P1
記入様式	・・・	P2
記入例	・・・	P8
工事打合せ簿（文書通知・文書注意）様式	・・・	P9
工事打合せ簿（文書通知・文書注意）記載例	・・・	P11

2．プロセスチェックの手引き

施工体制一般	・・・	P13
配置技術者／現場代理人／監理技術者／主任技術者	・・・	P24
施工管理	・・・	P35
工程管理	・・・	P43
安全対策	・・・	P45
対外関係	・・・	P55

3．参考資料

主任技術者となりうる資格一覧表	・・・	P58
監理技術者になりうる資格一覧表	・・・	P61
その他	・・・	P63

「施工プロセスチェックリスト（建築工事編）」の記入取扱

長崎県土木部建築課
平成 23 年 4 月 1 日制定

第 1 条（目的）

この取扱は、長崎県建設工事成績評定要領（建築工事）第 5 条に規定する「施工プロセス」チェックリストの対象工事及び記入方法を定めることを目的とする。

第 2 条（対象工事）

長崎県が発注する工事のうち、設計金額が 2,000 万円以上の建築一式工事、設計金額が 1,500 万円以上の電気工事、管工事及び機械器具設置工事とする。

ただし、工期が 3 ヶ月未満の工事を除く。

第 3 条（記入方法）

工事請負契約書、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修標準仕様書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督員又は主任監督員が確認を行い記入する。

- 2 判断基準に基づきチェック欄には、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容が適正であれば「適」を、助言・指導（文書通知）であれば「通」を、文書による改善指示（文書注意）であれば「注」を で囲む。

なお、チェック欄の下欄には指示事項や是正状況等を記入する。

また、プロセスチェックの対象とならない確認項目は、対象外欄の に「レ」マークを記入する。

- 3 中間及び既済部分検査が実施された場合は、このチェックリストに転記し 1 回のチェックにあてることができる。
- 4 疑義が生じた場合は、担当課長（総括監督員）又は主任監督員の確認の上で行う。
- 5 このチェックリストは、完成検査まで監督員が管理する。

第 4 条（通知方法）

監督職員はプロセスチェックの結果、助言・指導や改善指示の必要がある場合は別添工事打ち合わせ簿により文書通知又は文書注意を行う。

第 5 条（その他）

このチェックリストは、検査における基礎資料とするため、中間検査・既済部分検査及び完成検査においては、検査に立会する監督員が確認の上、検査員に提示する。

なお、完成検査においては、記入を終えて監督員及び主任監督員の確認（確認印）を受けたものを提示する。中間検査及び既済部分検査（債務負担行為年度末既済部分検査は除く）においては各監督員の確認印を不要とする。

- 2 このチェックリストは、完成検査終了後、工事成績評定調書に添付して保管する。

附則

この取扱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別紙-2

「施工プロセス」チェックリスト(建築工事編)

1. 工事名 _____
 2. 工期 _____
 3. 請負者名 _____

主任監督員 _____ 印
 監督員 _____ 印

「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理されているかを監督職員等が確認する。

チェック欄には書類もしくは現場等で確認した月日を、その内容が適切であれば「適」を、助言・指導(文書通知)であれば「通」を、文書による改善指示(文書注意)であれば「注」を で囲む。必要に応じて指示事項・是正・取り組み状況等を空欄に記入する。

確認項目が該当しない場合は、対象外欄の にレマークを記入する。

審査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)				
				対象外	着手前	施工中		
1 施工体制一般	1 品質・安全管理体制	1) 品質及び安全計画に見合う管理体制が確立されている。 (施工計画書提出時、施工中適宜)			(/)	(/)	(/)	
					適・通・注	適・通・注	適・通・注	
	2 建設業退職金共済制度	1) 掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。 (契約後、増額変更後)			(/)	(/)	(/)	
					適・通・注	適・通・注	適・通・注	
		2) 建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。 (施工中適宜)			(/)	(/)	(/)	
					適・通・注	適・通・注	適・通・注	
	3) 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。 (施工中1回程度)			(/)	(/)	(/)		
				適・通・注	適・通・注	適・通・注		
	3 労働保険関係成立票	1) 労災保険関係成立票を工事現場の見やすい場所に掲示している。 (施工中1回程度)			(/)	(/)	(/)	
					適・通・注	適・通・注	適・通・注	
	4 建設業許可標識	1) 建設業法に定められた標識を正しく記載し、公衆の見やすい場所に設置している。(全ての下請業者を含む。) (施工中1回程度)			(/)	(/)	(/)	
					適・通・注	適・通・注	適・通・注	

別紙-2

調査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)							
				対象外	着手前	施工中			完成時		
1 施工体制	施工体制一般	5 施工体制台帳、施工体系図または作業分担に関する資料	1) 施工体制台帳及び施工体系図を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。(提出義務のない工事は、下請業者を含む作業分担に関する資料でよい。) (施工時の当初、変更時)			(/)	(/)	(/)			
						適・通・注	適・通・注	適・通・注			
			2) 下請負契約書等(写)(再下請業者を含む。)を提出している。 (施工時の当初、変更時)			(/)	(/)	(/)			
						適・通・注	適・通・注	適・通・注			
			3) 施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 (施工時の当初、変更時)			(/)	(/)	(/)			
					適・通・注	適・通・注	適・通・注				
		4) 施工体系図または下請負人通知書等に記載されている業者のみが作業している。 (施工中適宜)			(/)	(/)	(/)				
					適・通・注	適・通・注	適・通・注				
		5) 元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。(下請工事がある全ての工事に適用する。) (施工時の当初、変更時)			(/)	(/)	(/)				
					適・通・注	適・通・注	適・通・注				
		1 施工体制	配置技術者 / 現場代理人 / 監理技術者 / 主任技術者	6 工事実績情報	1) 契約締結後等の10日以内(祝日を除く。)に適正に登録機関に申請し、登録されることを証明する資料を、監督職員に提出した。 (契約後、変更契約後、完成時)		(/)	(/)	(/)	(/)	
								適・通・注	適・通・注	適・通・注	
				7 現場代理人	1) 現場に常駐している。 (施工中適宜)			(/)	(/)	(/)	
								適・通・注	適・通・注	適・通・注	
					2) 監督職員への通知、報告、申出等を書面で行っている。 (施工中適宜)			(/)	(/)	(/)	
						適・通・注	適・通・注	適・通・注			

別紙-2

審査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)					
				対象外	着手前	施工中			完成時
1 施工体制	配置技術者 / 現場代理人 / 監理技術者 / 主任技術者	8 監理技術者(主任技術者)の専任制等	1) 技術者としての要件が資格者証等により確認できた。 (着手前)		(/) 適・通・注				
					(/) 適・通・注				
			2) 配置予定技術者または現場代理人等通知書等に記載されている技術者が本人と同一であった。 (着手前)		(/) 適・通・注				
					(/) 適・通・注				
		3) 工事実績情報登録において重複が無く、現場に専任している。(専任義務は建築一式工事5,000万円以上、その他工事2,500万円以上) (施工中適宜)		(/) 適・通・注	(/) 適・通・注	(/) 適・通・注	(/) 適・通・注		
		4) 施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。 (施工中、打合せ時)		(/) 適・通・注	(/) 適・通・注	(/) 適・通・注			
		9 専門技術者の配置	1) 専門技術者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工中適宜)		(/) 適・通・注	(/) 適・通・注	(/) 適・通・注		
		10 作業主任者の選任	1) 作業主任者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工中適宜)		(/) 適・通・注	(/) 適・通・注	(/) 適・通・注		
11 下請負者の把握	1) 長崎県の指名停止期間中でない。 (施工中適宜)		(/) 適・通・注	(/) 適・通・注	(/) 適・通・注				

別紙-2

調査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)					
				対象外	着手前	施工中			完成時
2 施工状況	施工管理	12 設計図書の照査 等	1) 契約書第18条第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。 (着手前、施工中適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	
					適・通・注	適・通・注	適・通・注	適・通・注	
		2) 現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 (着手前、施工中適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)		
				適・通・注	適・通・注	適・通・注	適・通・注		
	13 施工計画書	1) 施工に先立ち、設計図書等の内容を反映したものを提出した。 (着手前、変更時)		(/)	(/)	(/)	(/)		
				適・通・注	適・通・注	適・通・注	適・通・注		
		2) 記載内容と現場施工方法が一致している。 (施工中適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)		
				適・通・注	適・通・注	適・通・注	適・通・注		
	14 施工管理 ・建築材料、機材の管理 ・出来形、品質管理	1) 建築材料、機材に関する資料の整理及び確認がなされている。 (施工中適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)		
				適・通・注	適・通・注	適・通・注	適・通・注		
		2) 日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われている。 (施工中適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)		
				適・通・注	適・通・注	適・通・注	適・通・注		
15 建設副産物及び建設廃棄物	1) 請負者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。 (施工中適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)			
			適・通・注	適・通・注	適・通・注	適・通・注			
	2) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。 (施工中適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)			
			適・通・注	適・通・注	適・通・注	適・通・注			

別紙-2

調査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)					
				対象外	着手前	施工中		完成時	
2 施工状況	工程管理	16 工程管理	1) 施工前に各種工程表を提出している。 (着手前、施工中適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	
					適・通・注	適・通・注	適・通・注	適・通・注	
		2) 工程の把握に努め、必要に応じ、フォローアップを行っている。 (施工中適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	
				適・通・注	適・通・注	適・通・注	適・通・注	適・通・注	
安全対策	安全活動	17 安全活動	1) 安全活動を実施し、記録がある。 災害防止協議会等(施工中適宜)		(/)	(/)	(/)		
					適・通・注	適・通・注	適・通・注		
		1) 安全活動を実施し、記録がある。 店社パトロール(施工中適宜)		(/)	(/)	(/)			
				適・通・注	適・通・注	適・通・注			
		1) 安全活動を実施し、記録がある。 安全教育、訓練等(施工中適宜)		(/)	(/)	(/)			
				適・通・注	適・通・注	適・通・注			
		1) 安全活動を実施し、記録がある。 安全巡視、TBM、KY等(施工中適宜)		(/)	(/)	(/)			
				適・通・注	適・通・注	適・通・注			
		1) 安全活動を実施し、記録がある。 新規入場者教育(施工中適宜)		(/)	(/)	(/)			
				適・通・注	適・通・注	適・通・注			

別紙-2

調査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)							
				対象外	着手前	施工中			完成時		
2 施工状況	安全対策	18 仮設備点検等	1) 仮設備点検等を実施し、記録がある。 過積載防止対策(施工中適宜)			(/)	(/)	(/)			
						適・通・注	適・通・注	適・通・注			
			1) 仮設備点検等を実施し、記録がある。 機械・車両等点検整備等(施工中適宜)			(/)	(/)	(/)			
						適・通・注	適・通・注	適・通・注			
		1) 仮設備点検等を実施し、記録がある。 重機操作時安全点検記録等(施工中適宜)			(/)	(/)	(/)				
					適・通・注	適・通・注	適・通・注				
		1) 仮設備点検等を実施し、記録がある。 山留め、仮締切等の点検及び管理記録 (施工中適宜)			(/)	(/)	(/)				
					適・通・注	適・通・注	適・通・注				
		1) 仮設備点検等を実施し、記録がある。 足場、支保工の組立完了時・使用中の点検 及び管理記録(施工中適宜)			(/)	(/)	(/)				
					適・通・注	適・通・注	適・通・注				
		対外関係		19 関係機関等	1) 関係機関等との調整等を実施し、記録がある。 関係官署(施工中適宜)		(/)	(/)	(/)	(/)	
							適・通・注	適・通・注	適・通・注	適・通・注	
				1) 関係機関等との調整等を実施し、記録がある。 近隣住民・入居官署等(施工中適宜)			(/)	(/)	(/)		
					適・通・注	適・通・注	適・通・注	適・通・注			
1) 関係機関等との調整等を実施し、記録がある。 関連工事等(施工中適宜)					(/)	(/)	(/)				
					適・通・注	適・通・注	適・通・注		適・通・注		

「施工プロセス」チェックリスト(建築工事編)

1. 工事名 _____ 工事 _____
 2. 工期 _____ ~ _____
 3. 請負者名 _____

主任監督員 _____ 印 _____
 監督員 _____ 印 _____

「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理されているかを監督職員等が確認する。

チェック欄には書類もしくは現場等で確認した月日を、その内容が適切であれば「適」を、助言・指導(文書通知)であれば「通」を、文書による改善指示(文書注意)であれば「注」を で囲む。必要に応じて指示事項・是正・取り組み状況等を空欄に記入する。

確認項目が該当しない場合は、対象外欄の にレマークを記入する。

調査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)				
				対象外	着手前	施工中		完成時
2 施工 状況	施工 管理	12 設計図書 の照査 等	1) 契約書第18条第1号第1号から第5号に係 る設計図書の照査を行っている。 (着手前、施工中適宜)		(7/1)	(8/25)	(9/27)	(/)
					(適)・通・注	(適)・通・注	(適)・通・注	適・通・注
		13 施工計画書	2) 現場との相違事実がある場合、その事実が 確認できる資料を書面により提出して確認を受 けた。 (着手前、施工中適宜)		(7/1)	(8/25)	(9/27)	(/)
					(適)・通・注	(適)・通・注	(適)・通・注	適・通・注
					質問書が提出された。			
	14 施工管理 ・建築材料、機材の管理	1) 施工に先立ち、設計図書等の内容を反映し たものを提出した。 (着手前、変更時)	1) 施工に先立ち、設計図書等の内容を反映し たものを提出した。 (着手前、変更時)		(7/1)	(7/8)	(9/27)	(/)
					適・(通)・注	(適)・通・注	(適)・通・注	適・通・注
		2) 記載内容と現場施工方法が一致している。 (施工中適宜)	2) 記載内容と現場施工方法が一致している。 (施工中適宜)		(8/25)	(9/1)	(/)	
					適・(通)・注	(適)・通・注	適・通・注	
	14 施工管理 ・出来形、品質管理	1) 建築材料、機材に関する資料の整理及び確 認がなされている。 (施工中適宜)	1) 建築材料、機材に関する資料の整理及び確 認がなされている。 (施工中適宜)		(8/25)	(9/27)	(/)	
					(適)・通・注	(適)・通・注	適・通・注	
2) 日常の出来形、品質管理が適時、的確に行 われている。 (施工中適宜)		2) 日常の出来形、品質管理が適時、的確に行 われている。 (施工中適宜)		(8/25)	(9/27)	(/)		
				(適)・通・注	適・(通)・注	適・通・注		
15 建設副産物及び建設 廃棄物	1) 請負者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト) により適正に処理されていることを確認し、監督 職員に提示した。 (施工中適宜)	1) 請負者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト) により適正に処理されていることを確認し、監督 職員に提示した。 (施工中適宜)		(8/25)	(9/1)	(/)		
				適・(通)・注	(適)・通・注	適・通・注		
	2) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促 進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計 画書に含め提出した。 (施工中適宜)	2) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促 進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計 画書に含め提出した。 (施工中適宜)		(7/1)	(8/25)	(9/1)	(/)	
				(適)・通・注	適・(通)・注	(適)・通・注	適・通・注	

記入例

主 監 督 任 員	監 督 員

工 事 打 合 せ 簿

発 議 者	発注者	発議年月日	平成	年	月	日
発 議 事 項	文書通知	文書注意				
工 事 番 号	第	号	請 負 者 名			
工 事 名						
工 事 場 所	市（郡）	町	地内			

（ 内 容 ）

以下の該当項目に示す、施工に必要なプロセスが履行されていないので、

「助言・指導（文書通知）」します。なお、すみやかに改善されなければ「改善指示（文書注意）」を行います。

「改善指示（文書注意）」します。なお、今回の文書注意に基づき、工事成績評定時に当該細別について減点します。

監督職員から特に指示がなかった場合は、7日以内とする。

審査項目	細 別	確 認 項 目	該 当	施 工 に 必 要 な プ ロ セ ス
1 施工 体制	施工体制一般	1 品質・安全管理体制	<input type="checkbox"/>	1) 品質及び安全計画に見合う管理体制が確立されている。
		2 建設業退職金共済制度	<input type="checkbox"/>	1) 掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。 <input type="checkbox"/> 2) 建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。 <input type="checkbox"/> 3) 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。
		3 労働保険関係成立票	<input type="checkbox"/>	1) 労災保険関係成立票を工事現場の見やすい場所に掲示している。
		4 建設業許可標識	<input type="checkbox"/>	1) 建設業法に定められた標識を正しく記載し、公衆の見やすい場所に設置している。 (全ての下請業者を含む。)
		5 施工体制台帳、施工体系図または作業分担に関する資料	<input type="checkbox"/>	1) 施工体制台帳及び施工体系図を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。 (提出義務のない工事は、下請業者を含む作業分担に関する資料でよい。) <input type="checkbox"/> 2) 下請負契約書（写）（再下請業者を含む。）を提出している。 <input type="checkbox"/> 3) 施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 <input type="checkbox"/> 4) 施工体系図または下請負人通知書等に記載されている業者のみが作業している。 <input type="checkbox"/> 5) 元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。
	配置技術者/ 現場代理人/ 監理技術者/ 主任技術者	6 工事実績情報	<input type="checkbox"/>	1) 契約締結後等の10日以内（祝日を除く）に適正に登録機関に申請し、登録されることを証明する資料を、監督職員に提出した。
		7 現場代理人	<input type="checkbox"/>	1) 現場に常駐している。 <input type="checkbox"/> 2) 監督職員への通知、報告、申出等を書面で行っている。
		8 監理技術者（主任技術者）の専任制等	<input type="checkbox"/>	1) 技術者としての要件が資格者証等により確認できた。 <input type="checkbox"/> 2) 配置予定技術者または現場代理人等通知書等に記載されている技術者が本人と同一であった。 <input type="checkbox"/> 3) 工事実績情報登録において重複が無く、現場に専任している。（専任義務は建築一式工事5,000万円以上、その他工事2,500万円以上） <input type="checkbox"/> 4) 施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。
		9 専門技術者の配置	<input type="checkbox"/>	1) 専門技術者を選任し、配置している。
		10 作業主任者の選任	<input type="checkbox"/>	1) 作業主任者を選任し、配置している。
		11 下請負者の把握	<input type="checkbox"/>	1) 長崎県の指名停止期間中でない。

審査項目	細別	確認項目	該当	施工に必要なプロセス				
2 施工状況	施工管理	12 設計図書の照査等	<input type="checkbox"/>	1) 契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。 <input type="checkbox"/>	2) 現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。			
		13 施工計画書	<input type="checkbox"/>	1) 施工に先立ち、設計図書等の内容を反映したものを提出した。 <input type="checkbox"/>	2) 記載内容と現場施工方法が一致している。			
		14 施工管理	<input type="checkbox"/>	1) 建築材料、機材に関する資料の整理及び確認がなされている。 <input type="checkbox"/>	2) 日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われている。			
		15 建設副産物及び建設廃棄物	<input type="checkbox"/>	1) 請負者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。 <input type="checkbox"/>	2) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。			
	工程管理	16 工程管理	<input type="checkbox"/>	1) 施工前に各種工程表を提出している。 <input type="checkbox"/>	2) 工程の把握に努め、必要に応じ、フォローアップを行っている。			
	安全対策	17 安全活動	<input type="checkbox"/>	1) ①安全活動を実施し、記録がある。（災害防止協議会等） <input type="checkbox"/>	1) 安全活動を実施し、記録がある。（店社パトロール） <input type="checkbox"/>	1) 安全活動を実施し、記録がある。（安全教育、訓練等） <input type="checkbox"/>	1) 安全活動を実施し、記録がある。（安全巡視、TBM、KY等） <input type="checkbox"/>	1) 安全活動を実施し、記録がある。（新規入場者教育）
			18 仮設備点検等	<input type="checkbox"/>	1) ①仮設備点検等を実施し、記録がある。（過積載防止対策） <input type="checkbox"/>	1) 仮設備点検等を実施し、記録がある。（機械・車両等点検整備等） <input type="checkbox"/>	1) 仮設備点検等を実施し、記録がある。（重機操作時安全点検記録等） <input type="checkbox"/>	1) 仮設備点検等を実施し、記録がある。（山留め、仮締切等の点検及び管理記録） <input type="checkbox"/>
	対外関係	19 関係機関等	<input type="checkbox"/>	1) ①関係機関等との調整等を実施し、記録がある。（関係官署） <input type="checkbox"/>	1) 関係機関等との調整等を実施し、記録がある。（近隣住民・入居官署等） <input type="checkbox"/>	1) 関係機関等との調整等を実施し、記録がある。（関連工事等）		

(補足事項)

上記について
 文書通知
 文書注意
 します。
 監督職員
 印
 平成
 年
 月
 日

主 監 督 任 員	監 督 員

工 事 打 合 せ 簿

発 議 者	発注者	発議年月日	平成	年	月	日
発 議 事 項	文書通知 文書注意					
工 事 番 号	補償高 第 号	請 負 者 名	株 組			
工 事 名	高校改築工事					
工 事 場 所	市 丁目		地内			

(内 容)

以下の該当項目に示す、施工に必要なプロセスが履行されていないので、

「助言・指導(文書通知)」します。なお、すみやかに改善されなければ「改善指示(文書注意)」を行います。

「改善指示(文書注意)」します。なお、今回の文書注意に基づき、工事成績評定時に当該細別について減点します。

監督職員から特に指示がなかった場合は、7日以内とする。

審査項目	細 別	確 認 項 目	該 当	施 工 に 必 要 な プ ロ セ ス
1 施工 体制	施工体制一般	1 品質・安全管理体制	<input type="checkbox"/>	1) 品質及び安全計画に見合う管理体制が確立されている。
		2 建設業退職金共済制度	<input type="checkbox"/>	1) 掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。 2) 建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。 3) 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。
		3 労働保険関係成立票	<input type="checkbox"/>	1) 労災保険関係成立票を工事現場の見やすい場所に掲示している。
		4 建設業許可標識	<input type="checkbox"/>	1) 建設業法に定められた標識を正しく記載し、公衆の見やすい場所に設置している。 (全ての下請業者を含む。)
		5 施工体制台帳、施工体系図または作業分担に関する資料	<input type="checkbox"/>	1) 施工体制台帳及び施工体系図を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。 (提出義務のない工事は、下請業者を含む作業分担に関する資料でよい。) 2) 下請負契約書(写)(再下請業者を含む。)を提出している。 3) 施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 4) 施工体系図または下請負人通知書等に記載されている業者のみが作業している。 5) 元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。
	配置技術者/ 現場代理人/ 監理技術者/ 主任技術者	6 工事実績情報	<input type="checkbox"/>	1) 契約締結後等の10日以内(祝日を除く)に適正に登録機関に申請し、登録されることを証明する資料を、監督職員に提出した。
		7 現場代理人	<input type="checkbox"/>	1) 現場に常駐している。 2) 監督職員への通知、報告、申出等を書面で行っている。
		8 監理技術者(主任技術者)の専任制等	<input type="checkbox"/>	1) 技術者としての要件が資格者証等により確認できた。 2) 配置予定技術者または現場代理人等通知書等に記載されている技術者が本人と同一であった。 3) 工事実績情報登録において重複が無く、現場に専任している。(専任義務は建築一式工事5,000万円以上、その他工事2,500万円以上) 4) 施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。
		9 専門技術者の配置	<input type="checkbox"/>	1) 専門技術者を選任し、配置している。
		10 作業主任者の選任	<input type="checkbox"/>	1) 作業主任者を選任し、配置している。
		11 下請負者の把握	<input type="checkbox"/>	1) 長崎県の指名停止期間中でない。

審査項目	細別	確認項目	該当	施工に必要なプロセス
2 施工状況	施工管理	12 設計図書の照査等	<input type="checkbox"/>	1) 契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。 <input type="checkbox"/> 2) 現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。
		13 施工計画書	<input type="checkbox"/>	1) 施工に先立ち、設計図書等の内容を反映したものを提出した。 <input checked="" type="checkbox"/> 2) 記載内容と現場施工方法が一致している。
		14 施工管理	<input type="checkbox"/>	1) 建築材料、機材に関する資料の整理及び確認がなされている。 <input checked="" type="checkbox"/> 2) 日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われている。
		15 建設副産物及び建設廃棄物	<input checked="" type="checkbox"/>	1) 請負者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。 <input checked="" type="checkbox"/> 2) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。
	工程管理	16 工程管理	<input type="checkbox"/>	1) 施工前に各種工程表を提出している。 <input type="checkbox"/> 2) 工程の把握に努め、必要に応じ、フォローアップを行っている。
	安全対策	17 安全活動	<input type="checkbox"/>	1) ①安全活動を実施し、記録がある。（災害防止協議会等） <input type="checkbox"/> 1) 安全活動を実施し、記録がある。（店社パトロール） <input checked="" type="checkbox"/> 1) 安全活動を実施し、記録がある。（安全教育、訓練等） <input type="checkbox"/> 1) 安全活動を実施し、記録がある。（安全巡視、TBM、KY等） <input type="checkbox"/> 1) 安全活動を実施し、記録がある。（新規入場者教育）
			18 仮設備点検等	<input type="checkbox"/>
	対外関係	19 関係機関等	<input type="checkbox"/>	1) ①関係機関等との調整等を実施し、記録がある。（関係官署） <input type="checkbox"/> 1) 関係機関等との調整等を実施し、記録がある。（近隣住民・入居官署等） <input type="checkbox"/> 1) 関係機関等との調整等を実施し、記録がある。（関連工事等）

（補足事項）

13-2) 基礎工事変更に伴う変更計画書を提出すること。

14-2) 出来形管理について写真等の記録を整理すること。

15-1) マニフェストの返却ごとにA票に返却日等を記入すること。

15-2) 発生土の搬出計画を追加すること。

17-1) 安全教育、訓練等の計画を施工計画書に記載し、提出すること。

18-1) クレーン作業時等のバリケードや交通誘導員設置状況の写真等の記録を整理すること。

18-1) 毎日の足場点検は使用者が行い、記録を整備すること。

（その他現場での指導事項）

1 枠組足場の安全手すりはずした箇所があったので復旧し、今後注意すること。

2 産業廃棄物の分別状況が悪いので、整理すること。

処理	発注者	上記について	文書通知	文書注意	します。
			監督職員	印	平成 23 年 4 月 18 日

2 . プロセスチェックの手引き

施工体制一般 . . . P13

配置技術者 / 現場代理人 / 監理技術者 / 主任技術者 . . . P24

施工管理 . . . P35

工程管理 . . . P43

安全対策 . . . P45

対外関係 . . . P55

1. 施工体制

・ 施工体制一般

1 品質・安全管理体制

1) 品質及び安全計画に見合う管理体制が確立されている。

(施工計画書提出時、施工中適宜)

< チェックポイント >

書類確認： 品質及び安全計画に見合う管理体制が確立されているか施工計画書の現場組織表等を確認する。

また、現場での対応や書類提出に遅れが見られる場合は、管理体制を見直すよう指導を行なう。

< 判 断 基 準 >

適 正	施工計画書に記載の「品質及び安全計画」に見合う管理体制が確立されている。
文書通知	現場での対応や書類提出に遅れが見られ、管理体制を見直す必要がある。
文書注意	管理体制がまったく確立されていない。又は、文書通知に対し、すみやかに改善されなかった。
対象外	対象外なし。

< 注 意 事 項 >

公共建築工事標準仕様書 (1.2.2 施工計画書)

(a) 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督職員に提出する。

(b) 品質計画、一工程の施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書を、当該工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(c) (b)の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督職員の承諾を受ける。

(d) 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。

公共建築工事標準仕様書 (1.3.1 施工管理)

(a) 設計図書に適合する工事目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。

(b) 工事の施工に携わる下請負人に、工事関係図書及び監督職員の指示を受けた内容を周知徹底する。

公共建築工事標準仕様書 (1.3.6 品質管理)

(a) 1.2.2(b)による品質計画に基づき、適切な時期に、必要な管理を行う。

(b) 必要に応じて、監督職員の検査を受ける。

(c) 品質管理の結果、疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。

特記仕様書 (1 一般共通事項 7 品質計画)

請負者は、請負金額 (税込) が 500 万円以上の場合には、工事の着手に先立ち、以下の内容を含む総合施工計画書を作成し、監督職員に提出する。また、内容を変更する必要がある場合、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。

(3) 現場組織表

(8) 緊急時の体制及び対応

2 建設業退職金共済制度

1) 掛金収納書の写しを契約締結後1ヵ月以内に提出した。

(契約後、増額変更後)

<チェックポイント>

書類確認： 掛金収納書の写しを確認する。

<判断基準>

適正	掛金収納書の写しを確認できた。
文書通知	掛金収納書の写しを確認できなかった。
文書注意	掛金収納書が期限内に提出されなかった。
対象外	対象外なし。

<注意事項>

特記仕様書 (1 一般共通事項 28 保険の付保及び事故の補償)

請負者は、雇用保険法、労働災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入する。

また、雇用者等の義務に関して生じた負傷、疾病、死亡その他の事故に対して責任を持って、適正な補償を行う。

請負者は、建設業退職金共済組合に該当する場合は、同組合に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事の着手前(工期始期日から30日以内)に発注者に提出しなければならない。

また、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に従って、建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識を、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

2 建設業退職金共済制度

2) 建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。

(施工中適宜)

< チェックポイント >

書類確認： 建設業退職金共済制度の趣旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布を受け払い簿等により適切に把握されているか確認する。
また、これ以外の退職金制度がある等の理由により辞退する場合は、辞退届（任意様式）を確認する。

< 判 断 基 準 >

適 正	証紙の配布を受け払い簿等により、適切に管理されていることを確認した。
文書通知	証紙の配布を受け払い簿等の管理に不備があった。
文書注意	文書通知に対し、すみやかに是正されなかった。
対象外	建退共以外の退職金制度の場合等。

< 注 意 事 項 >

【建設業退職金共済制度】：勤労者退職金共済機構（中小企業退職金共済法）

- ・建設業で働く人たちの福祉の増進と雇用の安定を図り、ひいては、建設業の振興と発展に役立てることをねらいとし制定された国の制度。
- ・勤労者退職金共済機構と建設業の事業主が退職金共済契約を結んで共済契約者となり、建設現場で働く労働者を被共済者として、その労働者に機構が交付する共済手帳に労働者が働いた日数に応じ共済証紙を貼り、その労働者が建設業の中で働くことをやめたときに、機構が直接労働者に退職金の給付を行う仕組み。
- ・中小企業退職金共済法に基づき創設され勤労者退職金共済機構が運営。
建設現場ごとの対象労働者及び当該労働者の就業日数を的確に把握し、必要な枚数を購入すること。

建設業退職金共済制度の普及徹底に関する措置について（平成11年3月31日建設省厚契発第22号）

- ・共済証紙の購入状況を把握するために必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることがある。

中小企業退職金共済法施行規則（第86、90号）

- ・掛金の納付等
共済契約者は、被共済者に賃金を支払うつど、被共済者が提出する共済手帳に掛金の日額にその者を雇用した日数を乗じて得た金額に相当する額の退職金共済証紙をはりつけ、これに消印しなければならない。
- ・共済手帳及び共済証紙の受払い状況
共済契約者は、共済手帳及び共済証紙の受払い状況を明らかにしておかなければならない。

参考：建設業退職金共済制度以外の退職金制度

- 1) 【中小企業退職金共済制度】：中小企業退職金共済事業本部
 - ・退職金制度を設けることが困難な中小企業でも、大企業と同様な退職金を支払うことを可能にする国の制度。（掛金の一部を国が助成）
 - ・加入条件：常勤の従業員300人以下、または出資金3億円以下
- 2) 【特定退職金共済制度】：特定退職金共済団体
 - ・地域の商工会等が国の承認のもとに所得税法施行令第73条に定める特定退職金共済団体（商工会議所、商工会、商工連合会等）を設立し運営。
- 3) 【自社退職金制度】・事業主の自由裁量の範囲であり、法律上の支給義務はない。

2 建設業退職金共済制度

3) 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。

(施工時1回程度)

<チェックポイント>

現場確認： 掲示確認をする。

書類確認： 掲示状況のわかる写真を提出させ確認する。

<判断基準>

適 正	現場及び写真等により工事関係者の見やすい場所に掲示されているのを確認した。
文書通知	建退共の標識が掲示されていなかった。
文書注意	文書通知に対し、すみやかに改善されなかった。
対象外	建退共以外の退職金制度の場合等。

<注 意 事 項>

【標識の現場掲示】：特記仕様書（1一般共通事項 28 保険の付保及び事故の補償）公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に従って、建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識を、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

建設業退職金共済制度への加入条件

1) 加入できる事業主

- ・建設業を営むすべての事業主が、建退共済制度に加入して共済契約者となることができる。
- ・総合・専門・元請・下請の別を問わず、専業でも兼業でも、また、許可（大臣・知事）を受けているとしないにかかわらず、加入できる。

2) 対象となる労働者

- ・建設業の現場で働く人たちのほとんどすべての人が建退共済制度の対象者になることができる。
- ・現場で働く大工・左官・鳶・土工・電工・配管工・塗装工・運転工など、その職種のかんを問わず、また、月給制とか日給制とか、あるいは、工長・班長・世話役などの役付であるかどうかにも関係なく、すべて被共済者となることができる。また、いわゆる一人親方でも、任意組合を利用し、被共済者となることができる。

3) 加入対象とならない労働者

- ・事業主、役員報酬を受けている方及び本社等の事務専用社員。
- ・すでに、建設業退職金共済制度に加入している方。
- ・中小企業退職金共済（中退共）、清酒製造業退職金共済（清退共）、林業退職金共済（林退共）の各制度に加入している方。

ただし、中退共、清退共、林退共制度に加入している方が、建退共制度に加入することとなったときは、これまでの制度で納められた掛金を引き継ぎ、建退共制度に移動することができる。

3 労働保険関係成立票

1) 労災保険関係成立票を工事現場の見やすい場所に掲示している。

(施工中 1 回程度)

< チェックポイント >

- 現場確認： 標識の掲示状況と記載技術者を届出書類により確認する。
- 書類確認： 写真により、その掲示状況を確認する。

< 判 断 基 準 >

適 正	記載内容が適正で工事現場の見やすい場所に設置されているのを確認した。
文書通知	記載内容や設置に不備があった。
文書注意	文書通知に対し、すみやかに改善されなかった。
対象外	対象外なし。

< 注 意 事 項 >

【法令の要旨等の周知】：労働者災害補償保険法施行規則（第49条）

- ・事業主は、労災保険に関する法令のうち、労働者に関係のある規定の要旨、労災保険に係る保険関係成立の年月日及び労働保険番号を常時事業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける等の方法によつて、労働者に周知させなければならない。

【工事現場に掲げる標識について】：労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第74条

- ・労働保険に係わる保険関係が成立している事業のうち建設の事業に係わる事業主は、労災保険関係成立票（様式第25号）を見やすい場所に掲げなければならない。

- | | |
|--------------|--------------|
| 1) 保険関係成立年月日 | 5) 注文者の氏名 |
| 2) 労働保険番号 | 6) 事業主代理人の氏名 |
| 3) 事業の期間 | 7) 標識の仕様 |
| 4) 事業主の住所氏名 | |

様式第25号：縦長さ 40cm 横長さ 50cm 文字 黒 地色 白

【目的】：労働者災害補償保険法（第1条）

- ・業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、傷害又は死亡等に対して必要な保険給付を行い、あわせて、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者とその遺族の援護、労働災害の防止等を目的とする労働福祉事業を行う総合的な保険制度である。

【適用事業の範囲】：労働者災害補償保険法（第3条）

- ・原則として労働者を使用するすべての事業に適用される。

（適用除外事業：国の直営事業、非現業の中央・地方の官公署及び船員）

【保険関係の成立及び消滅】：労働保険の保険料の徴収等に関する法律（第3条）

- ・適用除外事業を除いた事業は、原則として法律上当然に、いわば自動的に労災保険に加入することとなり、その事業が開始された日、又は適用事業に該当することとなった日に、自動的に労災保険の保険関係が成立する。

【保険関係の成立の届出等】労働保険の保険料の徴収等に関する法律（第4条の2）

- ・保険関係が成立したときは、その日から10日以内に、事業主は「保険関係成立届」を労働基準監督署長又は公共職業安定所長に提出するよう義務づけられている。

4 建設業許可標識

1) 建設業法に定められた標識を正しく記載し、公衆の見やすい場所に設置している。(全ての下請業者を含む。)

(施工中1回程度)

<チェックポイント>

現場確認： 標識の掲示状況と記載技術者を届出書類により確認する。

書類確認： 写真により、その掲示状況を確認する。

<判断基準>

適正	記載内容が適正で公衆の見やすい場所に設置されているのを確認した。
文書通知	記載内容や設置に不備があった。
文書注意	文書通知に対し、すみやかに改善されなかった。
対象外	対象外なし。

<注意事項>

【標識の掲示】：建設業法（第40条）

・建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表第一の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

【工事現場に掲げる標識について】：建設業法施行規則（第25条）

・法第40条の規定により建設業者が掲げる標識の記載事項は、店舗にあつては第一号から第四号までに掲げる事項、建設工事の現場にあつては第一号から第五号までに掲げる事項とする。

- 一 一般建設業又は特定建設業の別
- 二 許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業
- 三 商号又は名称
- 四 代表者の氏名
- 五 主任技術者又は監理技術者の氏名

2 法第40条の規定により建設業者の掲げる標識は店舗にあつては別記様式第二十八号、建設工事の現場にあつては別記様式第二十九号（大きさ 縦25cm×横35cm以上）による。

請負工事は必ず掲示し、下請業者についても掲示すること。

ただし、下請業者の掲示方法、掲示材料、大きさ等は任意としており、監督職員と協議を行い実施すること。

参考：【建設業の許可】建設業法（第3条）

・建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事を除いて、建設業の許可を受けなければならない。

・「軽微な建設工事」とは、工事一件の請負代金の額が、

1) 建築一式工事以外の工事にあつては500万円未満の工事。

2) 建築一式工事の工事にあつては1,500万円未満又は延べ面積が150㎡未満の木造住宅の工事。

5 施工体制台帳、施工体系図または作業分担に関する資料

1) 施工体制台帳及び施工体系図を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。
(提出義務のない工事は、下請業者を含む作業分担に関する資料でよい。)

(施工時の当初、変更時)

<チェックポイント>

書類確認： 施工体系図「提出用」により、施工体制台帳作成義務の有無を確認する。

現場確認： 提出された施工体制台帳と現場に備え付けの施工体制台帳を照合し、その添付書類を確認する。

<判断基準>

適 正	適正な施工体制台帳及び施工体系図が提出された。
文書通知	提出された台帳や施工体系図との相違や記載内容に不備があった。
文書注意	施工体制台帳や施工体系図が作成されていない。又は、文書通知に対し、すみやかに改善されなかった。
対象外	施工体系図：請負代金500万円未満の場合 施工体制台帳：下請契約代金が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合。

<注 意 事 項>

施工体制台帳及び施工体系図の作成、提出について確認し、記載、添付すべき事実が生じた時点で、遅滞なく作成すること。

また施工体系図には、作成年月日を右肩に記載すること。

【施工体制台帳の作成等】：建設業法（第24条の7第1項）

・当該建設工事について下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。

【施工体制台帳の添付書類】：建設業法施行規則（第14条の2から7）

- 1) 作成特定建設業者が請負った建設工事の契約書の写し。（発注者 元請負人）
- 2) 下請負人が請負った建設工事の契約書の写し。（元請負人 下請負人）
- 3) 監理技術者の資格を証する書面。（監理技術者資格者証の写し）
- 4) 監理技術者の雇用を証する書面。
- 5) 専門技術者（置いた場合に限る）の資格及び雇用を証する書面。

【施工体制台帳の提出等】：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（第13条第1項）

・公共工事の受注者は、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない。

特記仕様書（1一般共通事項 5 施工体制台帳）

・工事を施工するために、締結した下請負契約の請負代金額（当該下請負契約が2以上ある場合は、それらの請負代金の総額）が3,000万円（建築一式工事においては、4,500万円）以上になる時は、所定の様式に記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに監督職員に提出する。

また、再下請が生じた場合には、再下請負通知書を作成し、監督職員に提出する。

記載内容に変更が生じた場合においても、その都度すみやかに監督職員に提出すること。

なお、下請け契約に係る契約書には、請負代金の額が記載されたものに個別工事下請契約約款又は工事下請基本契約書を添付する。ただし、建設業の許可を受けていない業者は、対象から除くものとする。

特記仕様書（1一般共通事項 8 品質計画）

工事の着手に先立ち、以下の内容を含む総合施工計画書を作成し、監督職員に提出する。

また、内容を変更する必要が生じた場合、監督職員に報告するとともに、

施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。

（4） 施工体系図（請負金額500万円以上の場合）

5 施工体制台帳、施工体系図または作業分担に関する資料

2) 下請負契約書等(写)(再下請負業者を含む。)を提出している。

(施工時の当初、変更時)

<チェックポイント>

書類確認： 提出書類の適正を確認する。

<判断基準>

適正	適正な書類が確認できた。
文書通知	整理及び記載内容に不備があった。
文書注意	文書通知に対し、すみやかに改善されなかった。
対象外	(再)下請がない。(再)下請金額が250万円未満の場合。

<注意事項>

【再下請負通知】：建設業法(第24条の7第2項)

- ・施工体制台帳が作成される工事を受けた下請業者が、さらにその工事を孫請業者に再下請したときには、遅滞なくその再下請の建設工事の内容、工期などを、もともとの受注者である特定建設業者に通知しなければならない。

- ・添付書類：再下請負人通知者と再下請負人が締結した契約書の写し。

【下請契約及び下請代金内訳書】：特記仕様書(1一般共通事項 4下請契約及び下請代金内訳書)

- ・受注者は、建設業を営む者と下請契約を締結する場合、下請契約に係る契約書には、請負代金の額が記載されたものに個別工事下請契約約款または工事下請基本契約書を添付して締結しなければならない。また、下請契約の請負代金額が250万円以上の場合は、当該下請に係る契約書の写しに下請代金内訳書を添付したものを下請契約後速やかに監督職員へ提出するものとし、変更が生じた場合も同様とする。ただし、工期のみの変更の場合はこの限りではない。

5 施工体制台帳、施工体系図または作業分担に関する資料

3) 施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。

(施工時の当初、変更時)

<チェックポイント>

- 現場確認： 施工体系図「掲示用」の掲示状況を確認する。
書類確認： 掲示状況が把握できる写真にて確認をする。

<判断基準>

適正	現場及び写真等により工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示されているのを確認した。
文書通知	施工体系図「掲示用」の掲示や記載内容に不備があった。
文書注意	文書通知に対し、すいやかに改善されなかった。
対象外	下請契約代金が3,000万円(建築一式は4,500万円)未満の場合。

<注意事項>

施工体系図「掲示用」(下請負金額記入なし)は、工事現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示すること。

【施工体系図の掲示等】：建設業法(第24条の7第4項)

- ・当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該現場の見やすい場所に掲げなければならない。

【施工体系図の掲示等】：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(第13条第3項)

- ・の規定の運用については、「見やすい場所」とあるのは、「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

【施工体系図「掲示用」】：特記仕様書(1一般共通事項 6 施工体系図)

- ・請負金額が500万円以上の工事の場合、各下請者の施工の分担関係を表示した施工体系図「提出用」を作成し、監督職員に提出すること。

また、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額(当該下請負契約が2以上ある場合は、それらの請負代金の総額)が3,000万円(建築一式工事においては、4,500万円)以上になる時は、施工体系図「掲示用」を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律にしたがって、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げること。

掲示用の大きさに規定はないが、字が第三者から読みやすい大きさが注意すること。

5 施工体制台帳、施工体系図または作業分担に関する資料

4) 施工体系図または下請負人通知書等に記載されている業者のみが作業している。

(施工中適宜)

< チェックポイント >

現場確認： 当日の作業業者の聞き取りを行い、施工体系図等と照合し建設会社名を作業員の作業服やヘルメット等で確認する。

書類確認： 新規入場者教育やKY活動等の記録により届出以外の業者がないか確認する。

< 判 断 基 準 >

適 正	現場内作業業者が施工体系図等（台帳）に記載されている業者であることを作業服やヘルメット及び書類等により確認できた。
文書通知	施工体系図と現場内作業業者の一致が確認できなかった。
文書注意	施工体系図と現場内作業業者が一致しなかった。
対象外	対象外なし。

< 注 意 事 項 >

届出以外の下請負業者が作業することのないようにすること。

・ 工事現場内の作業者は、元請負人、下請負人を問わず、その所属する会社名が確認でき作業服やヘルメット等を着用するよう指導すること。

【現場技術者等の腕章着用】：特記仕様書（ 1 一般共通事項 4 1 現場技術者等の腕章着用）

- 1 . 現場代理人、監理技術者、主任技術者等の現場技術者は、腕の見やすい箇所に腕章を着用する。
- 2 . 請負代金が500万円以上の工事の場合には、請負者が配置する監理技術者、主任技術者（下請の主任技術者を含む）、専任義務のある元請の専門技術者は、身分を証明できる資料（技術者証や免許証等）を携行しなければならない。

【施工体制台帳及び施工体系図】：特記仕様書（ 1 一般共通事項 6 施工体系図）

5 施工体制台帳、施工体系図または作業分担に関する資料

5) 元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。 (下請工事がある全ての工事に適用する。)

(施工時の当初、変更時)

<チェックポイント>

現場確認： 作業手順等の指示の確認、下請負人への指示事項について聞き取り等により、
下請負人に対して主体的に施工指導が行われているか確認する。

書類確認： 工事・安全日誌等の記録により、下請負人への指示内容及び検査状況について
確認する。

<判断基準>

適正	下請負人への作業手順等の指示がなされており、その主体的な指導監督が確認できる。
文書通知	下請負人への指導監督状況が不明瞭であった。
文書注意	下請負人へ指導監督がまったくなされていない。又は、文書通知に対し、すみやかに改善されなかった。
対象外	下請工事がない場合。

<注意事項>

元請負人の技術者が下請負人に対して、施工の指導や調整を行っているか確認する。

- ・下請業者との施工調整、指導監督において主体的な役割を果たしているか確認。

下請業者からの聞き取り。

- ・下請工事の完成検査において主体的な役割を果たしているか確認。

下請工事の検査状況について技術者に聞き取り。

【実質的に関与】

- ・元請負人の技術者が、発注者との協議、住民への説明、官公庁等への届出等、近隣工事との調整、施工計画、工程管理、出来形管理、品質管理、完成検査、安全管理、下請負業者の施工調整及び指導監督等の全てにおいて、主体的な役割を果たしていることが実質的関与となる。

【一括下請負の禁止】：建設業法（第22条）

- ・建設業者は、その請け負った建設工事を、如何なる方法をもってするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。
- ・建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。
- ・一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設業者に寄せた信頼を裏切ることとなること等から、禁止されている。

一括下請負とは

1) 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他人に請け負わせる場合。

2) 請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他人に請け負わせる場合

であって、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している（元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導を行っている）と認められないものが該当する。

- ・一括下請負は発注者から直接建設工事を請け負った建設業者の下請工事だけでなく、あらゆる下請工事で禁止されている。（下請間でも一括下請負は禁止）。
- ・親会社から子会社への下請工事であっても、一括下請負となり得る。
- ・下請が複数であっても、一括下請負となり得る。

6 工事实績情報

1) 契約締結後等の10日以内(祝日を除く)に適正に登録機関に申請し、登録されることを証明する資料を、監督職員に提出した。

(契約後、変更契約後、完成時)

< チェックポイント >

書類確認： 登録内容確認書の写しにより登録日、内容が適正に登録されたかを確認する。

< 判 断 基 準 >

適 正	「登録内容確認書」により登録日までに適正に登録された事が確認できた。
文書通知	期日内の確認が出来なかった。又は、記載内容に不備があった。
文書注意	文書通知に対し、すみやかに改善されなかった。
対象外	対象外なし。

< 注 意 事 項 >

【工事实績情報登録】：特記仕様書 (1 一般共通事項 3 工事实績情報の登録)

請負者は、受注時または変更時において工事請負金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、変更時は変更があった日から、完成時は工事完成後、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に登録申請をしなければならない。

変更登録時は、工期・技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみの変更の場合は原則として登録を必要としない。

登録後、登録機関発行の「登録内容確認書(工事实績)」が届き次第、監督職員に提出すること。

なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

請負金額500万円以上2,500万円未満の工事 簡易登録(受注・訂正時)

請負金額2,500万円以上の工事 詳細登録(受注・変更・完成・訂正時)

参考：確認内容の限定(21建企第281号 コリンズ・テクリス登録システムの運用)

受注時・変更時：「登録年月日」、「工事件名」、「設計書コード(PEIS番号)」、「請負金額」、「工期」、「技術者氏名」のみ確認する。

竣工時：「全ての項目」を確認する。

7 現場代理人

1) 現場に常駐している。

(施工中適宜)

< チェックポイント >

現場確認： 現場代理人の常駐状況を確認する。

書類確認： 電話連絡等によりその連絡体制を確認する。

< 判 断 基 準 >

適 正	現場代理人に常に連絡がとれる体制にあり、業務に支障がない。
文書通知	連絡体制等の不備があった。
文書注意	文書通知に対し、すみやかに改善されなかった。
対象外	対象外なし。

< 注 意 事 項 >

【常駐】：工事目的物の敷地に留まらなくても、その近傍で直接管理可能な常に連絡が取れる状態であること。

【現場代理人及び主任技術者等】：長崎県建設工事請負契約書（第10条第4項）

・現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締まりを行う…。

【主任（監理）技術者、現場代理人の病休・講習会等による現場不在の取り扱いについて】

：平成14年12月5日付 14技第284号 技術情報室長

7 現場代理人

2) 監督職員への通知、報告、申出等を書面で行っている。

(施工中適宜)

< チェックポイント >

書類確認： 監督職員との連絡調整の事務処理記録や工事記録の状況について、現場代理人として把握しているか聞き取りにより確認する。
また、工事打合せ簿を一覧表で整理し、返納管理しているか確認する。
「書面」とは、公共建築工事標準仕様書に規程している発行年月日が記載され、署名又は捺印された文書をいう。

< 判 断 基 準 >

適 正	現場代理人として工事全体を把握し、監督職員との連絡調整も良好である。
文書通知	工事全体の把握状況、連絡調整の不備があった。
文書注意	文書通知に対し、すみやかに改善されなかった。
対象外	対象外なし。

< 注 意 事 項 >

現場代理人は、現場において請負者の任務を代行する者のことをいい、施工の技術上の監理をつかさどる監理技術者や主任技術者とは、概念的に全く別個のものである。

【現場代理人及び主任技術者等】：長崎県建設工事請負契約書（第10条第6項）

現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

8 監理技術者（主任技術者）の専任制等

1) 技術者としての要件が資格者証等により確認できた。

(着手前)

<チェックポイント>

書類確認：元請人の監理技術者または主任技術者の業種に対する資格要件、資格者証、工事履歴等により確認する。

<判断基準>

適正	技術者の資格要件が整理され、確認できた。
文書通知	内容の確認できる書類等に不備があった。
文書注意	資格要件等に問題があったため、適正な技術者の配置が必要である。
対象外	対象外なし。

<注意事項>

【主任技術者及び監理技術者】：（建設業法第26条第1項、第2項）

・技術者の資格要件

主任技術者： 3.参考資料「 .主任技術者となりうる資格一覧表」参照

監理技術者： 監理技術者資格証

監理技術者講習終了証（H16.3.1～：建設業法施行規則第17条の14）

3.参考資料「 .理技術者となりうる資格一覧表」参照

・直接的な雇用関係にあることの確認

主任技術者： 以下のいずれかにより確認。

1) 健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称

2) 住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称

監理技術者： 以下のいずれかにより確認。

1) 監理技術者証の所属建設業者の商号又は名称、又は変更履歴（裏書）

2) 健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称

3) 住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称

・恒常的な雇用関係にあることの確認

主任技術者： 健康保険被保険者証の交付年月

監理技術者： 以下のいずれかにより確認。

1) 監理技術者証の交付年月日、又は変更履歴（裏書）

2) 健康保険被保険者証の交付年月

注) 裏書とは、建設業法施行規則17条の30に定める資格者証の記載事項を変更した場合、同規則第17条の31に基づき、指定資格証交付機関に記載事項の変更を届け出なければならない、届けが承認されると裏書きされた部分に財団法人建設技術者センター（通称「CE財団」という。）の刻印がされている。

一般競争入札工事については、入札参加時に求めた配置技術者の資格要件を満たす者。

8 監理技術者（主任技術者）の専任制等

2) 配置予定技術者または現場代理人等通知書等に記載されている技術者が本人と同一であった。

(着手前)

<チェックポイント>

現場確認： 施工体系図、施工体制台帳、施工計画書に記載された監理技術者または主任技術者等の施工管理状況を身分証明資料（監理技術者証や免許証）の提示を求めて、本人確認を行う。

<判断基準>

適正	施工体系図（台帳）等に記載された監理（主任）技術者が身分証明資料（監理技術者証や免許証等）により、本人であることが確認できた。
文書通知	本人であることが確認できなかった。
文書注意	本人でないことが確認できた。
対象外	対象外なし。

<注意事項>

届出された技術者での管理監督状況を確認する。

【現場技術者等の腕章着用】：特記仕様書（1一般共通事項 45現場技術者等の腕章着用）

1. 現場代理人、監理技術者、主任技術者等の現場技術者は、腕の見やすい箇所に腕章を着用する。
2. 請負代金が500万円以上の工事の場合には、請負者が配置する監理技術者、主任技術者（下請の主任技術者を含む）、専任義務のある元請の専門技術者は、身分を証明できる資料（技術者証や免許証等）を携行しなければならない。

【監理技術者資格者証に関する規定】：建設業法（第26条第5項）

・監理技術者は、発注者等から請求があった場合は、資格者証を提示しなければならない。

【施工体制台帳及び施工体系図】：特記仕様書（1一般共通事項 6施工体系図）

【総合施工計画書】：特記仕様書（1一般共通事項 8品質管理）

8 監理技術者（主任技術者）の専任制等

3) 工事实績情報登録において重複が無く、現場に専任している。
(専任業務は建築一式工事5,000万円以上、その他工事2,500万円以上)

(施工中適宜)

<チェックポイント>

書類確認： CORINS情報にて重複が無いが確認する。

下請についても、該当する工事の主任技術者の専任を工事・安全日誌やKY活動等の記録により確認する。

<判断基準>

適正	重複が無いことが確認できた。
文書通知	専任に不備があった。
文書注意	文書通知に対し、すみやかに改善されなかった。
対象外	建築一式工事5,000万円未満、その他工事2,500万円未満

<注意事項>

【主任技術者及び監理技術者の設置等】：建設業法（第26条第3項）

公共性のある工作物に関する重要な工事である場合には、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。

公共性のある工作物に関する重要な工事とは、国、地方公共団体発注等の工作物の建設工事で工事1件の請負金額が2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）以上の場合は、工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を置かねばならない。

「専任」とは他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことを意味するものであり、専任の主任技術者又は監理技術者は、常時継続的に当該建設工事の現場に置かなければならない。

【監理技術者及び主任技術者の適正配置について】

：平成13年3月21日付 事務連絡 技術情報室長

【技術者の適正な配置について】：平成13年10月26日 13監第272号

8 監理技術者（主任技術者）の専任制等

4) 施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係っていた。

（施工中、打合せ時）

<チェックポイント>

現場確認： 設計内容や現場進捗状況、発注者との協議や打合せの実施状況などの聞き取り等により、請負者の技術者が主体的かつ実質的に関与しているか確認する。

<判断基準>

適正	設計内容、現場条件など十分に把握され発注者との打合せも主体的に実施している。
文書通知	設計内容、現場条件など把握状況に不明瞭なところがあった。
文書注意	設計内容、現場条件などまったく把握していない。又は、文書通知に対し、すみやかに改善されなかった。
対象外	対象外なし。

<注意事項>

施工計画の作成及び工程管理において主体的な役割を果たしているか確認。

施工計画書の確認。施工計画の打合せ時における技術者の受け答えから判断。

施工計画と実際の工程を比較。工程の変更を余儀なくされたときの対応から判断。

【主任技術者及び監理技術者の職務等】：建設業法（第26条の3）

施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督。

9 専門技術者の配置

1) 専門技術者を専任し、配置している。

(施工計画時、施工中適宜)

< チェックポイント >

書類確認： 提出された施工体制台帳 (図) 等により確認する。

< 判 断 基 準 >

適 正	専門技術者を適切に選任し、現場に配置されているのを確認した。
文書通知	選任漏れや現場への配置に不備があった。
文書注意	文書通知に対し、すみやかに改善されなかった。
対象外	専門技術者を置く必要のない工事。

< 注 意 事 項 >

・建設業法 (第26条の2)

土木一式工事、建築一式工事の中に他の専門工事が含まれているときは、一式工事の技術者とは別に、その専門工事について主任技術者の資格をもつ専門技術者を置いて、その技術管理をさせなければならない。

例えば：住宅の建築工事の中の、大工工事、屋根工事、内装仕上工事、電気工事、
管工事など

土木・建築一式工事を受注してその中で併せて専門工事も施工する請負者は、下記のいずれかを選ばなければならない。

- 1) 一式工事の監理技術者、主任技術者がその専門工事についての主任技術者の資格を持っている場合、その者が専門技術者を兼ねる。
- 2) 一式工事の監理技術者、主任技術者とは別に、同じ会社の中で、他にその専門工事についての主任技術者の資格を持っている者を専門技術者にあてる。
- 3) その専門工事について建設業の許可を受けている専門工事業者に下請する。

【現場代理人及び主任技術者等】：長崎県建設工事請負契約書 (第10条第6項)

現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

10 作業主任者の選任

1) 作業主任者を選任し、配置している。

(施工計画時、施工中適宜)

< チェックポイント >

書類確認： 作業の区分に応じて、資格を有する者のうちから選任し施工計画書等に記載しているか確認する。

現場確認： 作業主任者が関係作業員に周知され当該作業に従事する労働者の指揮等を行っているか確認する。

また、作業主任者一覧表が掲示されているか確認する。

< 判 断 基 準 >

適 正	作業主任者を適切に選任し、現場に配置されているのを確認した。
文書通知	選任漏れや現場への配置に不備があった。
文書注意	文書通知に対し、すみやかに改善されなかった。
対象外	作業主任者の選任を必要とする作業以外。

< 注 意 事 項 >

【作業主任者の選任を必要とする作業】：労働安全衛生規則（第16条、17条）

- 1) 「コンクリート造の工作物の解体等作業主任者」：技能講習を終了した者
高さ5m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業。
...労働安全衛生規則（第517条の17）
- 2) 「コンクリート破砕器作業主任者」：技能講習を終了した者
コンクリート破砕器を使用する作業。
...労働安全衛生規則（第321条の3）
- 3) 「足場の組立て等作業主任者」：技能講習を終了した者
つり足場、張り出し足場、高さ5m以上の足場の組立て、解体又は変更の作業。
...労働安全衛生規則（第565条）
- 4) 「地山の掘削作業主任者」：技能講習を終了した者
掘削の高さが2m以上となる地山の掘削作業。
...労働安全衛生規則（第359条）
- 5) 「土止め支保工作業主任者」：技能講習を終了した者
土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業。
...労働安全衛生規則（第374条）
- 6) 「砕石のための掘削作業主任者」：技能講習を終了した者
掘削面の高さが2m以上となる岩石の採取のための掘削作業。
...労働安全衛生規則（第403条）
- 7) 「型わく支保工の組立て等の作業主任者」：技能講習を終了した者
型わく支保工の組立て又は解体の作業。
...労働安全衛生規則（第246条）
- 8) 「建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者」：技能講習を終了した者
建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成される5m以上の物の組立て、解体又は変更の作業。
...労働安全衛生規則（第517条の4）
- 9) 「木造建築物の組立て等作業主任者」：技能講習を終了した者
軒高5m以上の木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地、外壁下地の取付けの作業。
...労働安全衛生規則（第517条の12）
- 10) 「ガス溶接作業主任者」：ガス溶接作業主任者免許を受けた者
アセチレン溶接装置又は集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業。
(建設現場で使用するアセチレンボンベは熔解アセチレンであるので、適用されない)
...労働安全衛生規則（第314条）
...労働安全衛生法施行令（第1条）
- 11) 「酸素欠乏危険作業主任者」：技能講習を終了した者
第1種及び第2種酸素欠乏場所における作業。
...酸素欠乏症等防止規則（第11条）

- 1 2) 「ボイラー据付作業主任者」：技能講習を終了した者
ボイラー（小型ボイラーを除く）の据付の作業。
...ボイラー及び圧力容器安全規則（第16条）
- 1 3) 「石綿作業主任者」：技能講習を終了した者
耐火建築物等の吹付石綿等の除去、石綿含有材（重量比0.1%以上の石綿が含まれている）の取扱い作業及び吹付石綿等の封じ込め・囲い込み作業。
...石綿障害予防規則（第19条）
- 1 4) 「有機溶剤作業主任者」：技能講習を終了した者
屋内作業場、タンク等での有機溶剤及び有機溶剤の含有率が重量で5%をこえるものを取り扱う業務。
...有機溶剤中毒予防規則（第19条）
- 1 5) 「高圧室内作業主任者」：高圧室内作業主任者免許を受けた者
高圧室内作業。（潜函工法その他の圧気工法により大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業）
...高気圧作業安全衛生規則（第10条）
- 【作業主任者の職務】：労働安全衛生法（第14条、同施行令第6条）
- 1) 作業方法の決定、作業員の配置、作業の直接指揮。
 - 2) 材料の欠点の有無、器具、工具の点検及び不良品の排除。
 - 3) 作業中、安全帯等及び防護帽の使用状況を監視すること。
 - 4) 取り扱う機械及び安全装置に異常を認めた場合は、直ちに必要な措置をとること。
- 上記記載の職務は、一般的なものであり個々については関係条文を参照のこと。
- 【作業主任者の氏名等の周知】労働安全衛生規則（第18条）
- ・作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。

1 1 下請業者の把握

1) 長崎県の指名停止期間中でない。

(施工中適宜)

< チェックポイント >

書類確認： 施工体系図等にて確認する。

< 判 断 基 準 >

適 正	全下請業者が指名停止期間中でない。
文書通知	指名停止期間中であることが確認できた。
文書注意	文書通知に対し、すみやかに改善されなかった。
対象外	対象外なし

< 注 意 事 項 >

改正平成19年3月20日告示第329号

長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領

(下請けの禁止)

第11条契約担任者は、所管する工事等の全部若しくは一部を元請業者が下請をさせ、又は受託させる場合において、その相手方が指名停止の期間中の有資格業者であるときは、これを承認しないものとする。

指名停止情報は長崎県土木部ホームページで確認できる。

土木部HP 入札・契約関係 指名停止業者一覧

1 2 設計図書の照査等

1) 契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。

(着手前、施工中適宜)

<チェックポイント>

書類確認： 設計図書の食い違いや現場との相違等について照査の実施を請負者自ら実施した事を確認する。

<判断基準>

適正	設計図書の照査を実施したことが確認できた。
文書通知	設計図書の照査を実施したことに不備があった。
文書注意	文書通知に対して、すみやかに改善されなかった。
対象外	対象外なし。

<注意事項>

【設計条件等】：長崎県建設工事請負契約書（第18条）

・工事の施工に当たり、次の各号に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。
 （これらの優先順位が定められている場合を除く）
- 2) 設計図書に誤謬（まちがい）又は脱漏（あるはずのものが抜け落ちること）があること。
- 3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- 4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

公共建築工事標準仕様書（1.1.8 疑義に対する協議等）

- (a) 設計図書に定められた内容に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、監督職員と協議する。
- (b) (a)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定による。
- (c) (a)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項は、1.2.4(a)による。

1 2 設計図書の照査等

2) 現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を提示して確認を受けた。

(着手前、施工中適宜)

<チェックポイント>

書類確認： 12-1)での相違事実がある場合、工事打合せ簿等で監督職員に報告、協議を行っているか確認する。

<判断基準>

適正	確認できる資料が速やかに提示され、監督職員の確認を受けた。
文書通知	確認できる資料に不備があった。
文書注意	文書通知に対し、すみやかに改善されなかった。
対象外	12)-1<注意事項> の1)から5)に該当する事実が発見されなかった工事。

<注意事項>

12-1)の注意事項 及び を参照

1 3 施工計画書

1) 施工に先立ち、設計図書等の内容を反映したものを提出した。

(着工前、変更時)

<チェックポイント>

書類確認： 施工に先立ち、設計図書等の内容を反映したものが提出されたか、
工事の進捗状況とともに確認する。

<判断基準>

適正	施工(変更を含む)される前に設計図書等の内容を反映したものが提出された。
文書通知	提出された時期又は内容に問題があった。
文書注意	提出されなかった。又は、文書通知に対し、すみやかに改善されなかった。
対象外	対象外なし。

<注意事項>

工事着手前に提出された工事目的物を完成させるために必要な手順や工法について具体的に記載された施工計画書の内容について確認する。

品質管理、出来形管理について、何をどのように管理するのか具体的に記載されているか確認する。

公共建築工事標準仕様書 (1.2.2 施工計画書)

(a) 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督職員に提出する。

(b) 品質計画、一工程の施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書を、当該工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(c) (b)の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督職員の承諾を受ける。

(d) 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。

【総合施工計画書】：特記仕様書 (1 一般共通事項 8 品質計画)

請負者は、請負金額(税込)が500万円以上の場合には、工事の着手に先立ち、以下の内容を含む総合施工計画書を作成し、監督職員に提出する。

また、内容を変更する必要がある場合、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。

(1) 工事概要 (2) 実施工程表 (3) 現場組織表

(4) 施工体系図(請負金額500万円以上の場合)

(5) 主要工種

(6) 品質計画

(品質目標、管理方針、重要管理事項、工種別施工計画書作成要領、検査立会項目等)

(7) 養生計画 (8) 緊急時の体制及び対応 (9) 安全対策

(10) 環境対策 (11) 仮設計画

(12) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

(13) 産業廃棄物処理フロー図 (14) その他

1 3 施工計画書

2) 記載内容と現場施工方法と一致している。

(施工中適宜)

< チェックポイント >

現場確認： 施工計画書の内容が、現場施工方法と一致しているか、必要事項の記載、書類の添付状況により確認する。

書類確認： 施工計画書の内容を変更する必要がある場合、施工計画書を変更し、監督職員に報告しているか確認する。

< 判 断 基 準 >

適 正	記載内容と現場施工方法が一致していることが、確認された。
文書通知	記載内容または現場施工方法に不備があった。
文書注意	文書通知に対し、すみやかに改善されなかった。
対象外	対象外なし。

< 注 意 事 項 >

公共建築工事標準仕様書 (1.2.2 施工計画書)

(d) 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。

1.4 施工管理（建築材料、機材の管理、出来高、品質管理）

1) 建築材料、機材に関する資料の整理及び確認がなされている。

（施工中適宜）

<チェックポイント>

- 書類確認： 工事に使用する材料の品質を証明する資料が整理されているかを確認する。
なお、ミルシート等後日発行されるものは、FAX等で確認する。
- 現場確認： 現場での製品等の保管状況及び適切な材料等を使用しているか確認する。

<判断基準>

適正	設計図書または公共建築工事標準仕様書、特記仕様書に示す材料等を使用し、適切な管理が行われていることが確認された。
文書通知	使用、管理状況等に不備があった。
文書注意	文書通知に対し、すみやかに改善されなかった。
対象外	対象外なし。

<注意事項>

- 材料納入時には確認を行い、不良製品等の搬入防止に努めること。
- 公共建築工事標準仕様書（1.4.2 材料の品質等）
- (a)工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する材料は新品でなくてもよい。
- (b)使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督職員に提出する。ただし、設計図書においてJIS又は、JASによると指定された材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合及びあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。
- (c)製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、あらかじめ、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁 平成18年2月15日）に準拠した証明書を、監督職員に提出する。
- (d)調合を要する材料については、調合に先立ち、調合票等を監督職員に提出する。
- (e)材料の色、柄等については、監督職員の指示を受ける。
- (f)設計図書に定められた材料の見本を提出又は提出し、材質、仕上げの程度、色合等について、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
- (g)設計図書に定められた規格等が改正された場合は、1.1.8による。

【材料・適用】：特記仕様書（1一般共通事項 19建築材料等）

本工事に使用する材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS及びJASマークの表示のない材料及びその製造者等は、次の(1)～(6)の事項を満たすものとする。

- (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること
- (2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること
- (3) 安定的な供給が可能であること
- (4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること
- (5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること
- (6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること

なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関（（社）公共建築協会 他）が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。を使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。

また、備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。

1 4 施工管理（建築材料、機材の管理、出来高、品質管理）

2) 日常の出来形、品質管理が適宜、的確に行われている。

（施工中適宜）

<チェックポイント>

書類確認： 日常の出来形や品質管理状況の記録が整理されているか確認する。

<判断基準>

適正	出来形管理、品質管理の日常管理について、良好な管理状況が確認された。
文書通知	出来形管理、品質管理の日常管理に不明瞭な点があった。
文書注意	文書通知に対し、すみやかに改善されなかった。
対象外	対象外なし。

<注意事項>

公共工事の品質確保と耐久性の向上を目指した施工管理が重要であることから、現場における日常の出来形管理、品質管理について、施工計画書、公共建築工事標準仕様書等を遵守し、適正な管理を行うとともにその記録を残すよう指導する。

- ・出来形、品質管理において主体的な役割を果たしているか確認。

出来形報告書（施工図を含む）や品質管理書類をもとに技術者に聞き取り。

公共建築工事標準仕様書（1.3.1 施工管理）

(a)設計図書に適合する工事目的物を完成させるために、施工監理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工監理を行う。

(b)工事の施工に携わる下請負人に、工事関係図書及び監督職員の指示を受けた内容を周知徹底する。

公共建築工事標準仕様書（1.3.6 品質管理）

(a)1.2.2(b)による品質計画に基づき、適切な時期に、必要な管理を行う。

(b)必要に応じて、監督職員の検査を受ける。

(c)品質管理の結果、疑義が生じた場合は監督職員と協議する。

1 5 建設副産物及び建設廃棄物

1) 請負者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。

（施工中適宜）

<チェックポイント>

- 書類確認： マニフェストのA・B・D・E票、マニフェスト総括表及び委託契約書等について確認する。
マニフェストの「車種」と実処分重量及び過積載について、伝票等で確認する。
- 現場確認： 現場立会いにより、分別ボックスの設置や表示状況を確認する。
また、一般廃棄物（飲料空き缶、弁当がら等）が混入していないか確認する。

<判断基準>

適正	現場で分別状況が適正で、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されたことが確認された。
文書通知	確認資料に不備があった。
文書注意	処理方法が適切でなかった。又は、文書通知に対し、すみやかに改善されなかった。
対象外	建設廃棄物の搬出がない工事。

<注意事項>

【産業廃棄物管理票】：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第12条の3、の4）

- 建設廃棄物の処理を委託する場合は、請負者が運搬と処分についてそれぞれの許可業者と各々書面により委託契約する必要がある。
- 排出事業者が産業廃棄物の収集運搬、処分を委託する際に、管理票（マニフェスト）に産業廃棄物の種類、数量、委託先などの必要事項を記入して、委託業者（収集運搬業者及び処分業者）に交付し、処理終了後に委託業者（収集運搬業者又は処分業者）から管理票（マニフェスト）の写しを受け取ることにより、産業廃棄物の処理状況の委託に係る産業廃棄物の流れを確認するものとして、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用が義務付けられている。

マニフェストによる廃棄物の管理

- | | |
|------|--|
| A票： | 排出事業者の控え |
| B1票： | 運搬業者の控え |
| B2票： | 運搬終了後10日以内に、運搬業者から排出業者に返送され、運搬終了を確認 |
| C1票： | 処分業者の保存用 |
| C2票： | 処分終了後10日以内に、処分業者から運搬業者に返送され、処分終了を確認 |
| D票： | 処分終了後10日以内に、処分業者から排出業者に返送され、処分終了を確認 |
| E票： | 二次マニフェストE'票の受領の日から10日以内に、処分業者から排出業者に返送され、最終処分終了を確認 |

【建設副産物】：特記仕様書（1一般共通事項 7発生材の処理等）

産業廃棄物を搬出する場合には、マニフェストにより適正に処理されていることを確認すること。

工事完了後、産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括票を作成し、監督職員へ提出する。

なお、その他の資料については請負者にて整備保管し、監督職員から請求があった場合はこれを提出すること。

排出業者の義務

・委託基準を満たす義務

- 委託する業者とは直接、書面で契約を結ぶこと。
- 委託する業者は都道府県知事等の許可を受けていること。
- 委託する内容が業者の許可内容とあっていること。
- 業者が処理基準を満たしていること 等。

・マニフェストの保存義務

- A票、B2票、D票、E票を5年間保存する義務がある。

・マニフェストの確認義務

返送されてくるマニフェストで、産業廃棄物が正しく処理されているか確認する義務がある。B2票、D票がマニフェスト交付より90日以内、E票が180日以内。

1 5 建設副産物及び建設廃棄物

2) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、
施工計画書に含め提出した。

(施工中適宜)

< チェックポイント >

書類確認： 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の記載内容について設計数量との確認をする。

< 判 断 基 準 >

適 正	再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書が適正に作成され、施工計画書に含め提出された。
文書通知	記載内容に不備があった。
文書注意	再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の提出がない。又は、文書通知に対し、すみやかに改善されなかった。
対象外	請負金額が500万円未満の工事

< 注 意 事 項 >

【建設副産物】：特記仕様書 (1 一般共通事項 7 発生材の処理等)

請負金額が500万円以上の工事の請負者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、監督職員に提出する。また、工事完了後、実施状況を記録し、監督職員に提出する。

提出は、所定の様式及び電子ファイル(建設リサイクルデータ統合システム(CREDAS)により作成されたもの)とする。

再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成等

・最終請負金額500万円以上で、上記 の建設資材を搬入する建設工事及び上記 の指定副産物を搬出するに該当する建設工事。

16 工程管理

1) 施工前に各種工程表を提出している。

(施工中適宜)

< チェックポイント >

書類確認： 施工前に各種工程表の提出状況を確認する。

< 判 断 基 準 >

適 正	適切な時期に各種工程表の提出を確認した。
文書通知	各種工程表の提出に不備があった。
文書注意	各種工程表が提出されなかった。又は、文書通知に対し、すみやかに改善されなかった。
対象外	対象外なし。

< 注 意 事 項 >

公共建築工事標準仕様書 (1.2.1 実施工程表)

- (a) 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。
- (b) 契約書の規定に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を遅滞なく変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。
- (c) (b)によるほか、実施工程表の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。
- (d) 監督職員の指示を受けた場合は、実施工程表の補足として、週間又は月間工程表、工種別工程表等を作成し、監督職員に提出する。
- (e) 概成工期が特記された場合は、実施工程表にこれを明記する。

16 工程管理

2) 工程の把握に努め、必要に応じ、フォローアップを行っている。

(施工中適宜)

< チェックポイント >

- 現場確認： 工事の履行状況を実施工程表（パソコン内のデータでも可）により確認する。
書類確認： 工程の遅れや工程の変更・追加がある場合は、変更工程表を作成するなど、フォローアップを行っているか確認する。
また、月報により出来高を監督職員に報告しているか確認する。

< 判 断 基 準 >

適 正	工程を把握し実施工程表により適正に管理されている。
文書通知	工程の把握が不十分で、工程管理に不備があった。
文書注意	文書通知に対し、すみやかに改善されなかった。
対象外	対象外なし。

< 注 意 事 項 >

公共建築工事標準仕様書（1.2.1 実施工程表）

- (a) 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。
(b) 契約書の規定に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を遅滞なく変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。
(c) (b)によるほか、実施工程表の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。
請負者には、無理のない工程計画を立案し、定期的に進捗状況を把握するように指導すること。
工期、工種の変更・追加時は、適宜工程を見直しをする。

17 安全活動

1) - 安全活動を実施し、記録がある。
災害防止協議会等

(施工中適宜)

< チェックポイント >

書類確認： 災害防止協議会の設置状況、開催状況及び安全衛生責任者等の参加状況を工事関係者資料等により確認する。

< 判 断 基 準 >

適 正	災害防止協議会を設置し、開催していることが確認された。
文書通知	設置及び開催内容に不備があった。
文書注意	災害防止協議会を開催していない。又は、文書通知に対し、すみやかに改善されなかった。
対象外	対象外なし。

< 注 意 事 項 >

【災害防止協議会】：労働安全衛生規則（第635条）

- ・ 特定元方事業者及びすべての関係請負人が参加する協議組織を設置すること。
- ・ 当該協議組織の会議を定期的で開催すること。
- 1) 対象事業場：建設工事現場（人数に関係ない）
- 2) 開催頻度：毎月定期的に開催する。
- 3) 出席者：元請...統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、（店社安全衛生管理者）、関係職員など
下請...安全衛生責任者またはこれに準ずる者（2次下請以下を含む）
- 4) 協議内容：取り上げる課題については、下記のようなものがある。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 建設現場の安全衛生管理の基本方針、目標、その他基本的な労働災害防止対策を定めた計画 (2) 月間又は週間の工程計画 (3) 機械設備等の配置計画 (4) 車両系建設機械を用いて作業を行う場合の作業方法 (5) 移動式クレーンを用いて作業を行う場合の作業方法 (6) 労働者の危険及び健康障害を防止するための基本対策 (7) 安全衛生に関する規程 (8) 安全衛生教育の実施計画 (9) クレーン等の運転についての合図の統一等 (10) 事故現場等の標識の統一等 (11) 有機溶剤等の容器の集積箇所の統一等 (12) 警報の統一等 (13) 避難等の訓練の実施方法等の統一等 (14) 労働災害の原因及び再発防止対策 (15) 労働基準監督官等からの指導に基づく、労働者の危険の防止又は健康障害の防止に関する事項 (16) 元方事業者（元請）の巡視結果に基づく労働者の危険の防止又は健康障害の防止に関する事項 (17) その他の労働者の危険又は健康障害の防止に関する事項 |
|---|

17 安全活動

1) - 安全活動を実施し、記録がある。

店社パトロール

(施工中適宜)

<チェックポイント>

書類確認： 店社パトロールを実施しているかどうかを工事関係資料等により確認する。
また、点検が形式的になっていないか、指摘や是正措置が記入されているか確認する。

<判断基準>

適正	店社パトロールを実施していることが確認された。
文書通知	店社パトロールの実施内容に不備があった。
文書注意	店社パトロールを実施していない。又は、文書通知に対し、すいやかに改善されなかった。
対象外	対象外なし。

<注意事項>

請負者は、安全に関する措置を現場に任せることなく、請負者自ら、パトロールを実施し（現場を少なくとも毎月1回の巡視）、改善すべき点を工事現場に指導していくことが必要。

【総括安全衛生管理者】：労働安全衛生法（第10条）

・直僱の労働者数が常時100人以上の事業場

【安全管理者】：労働安全衛生法（第11条）

・直僱の労働者数が常時50人以上の事業場

【安全衛生推進者】：労働安全衛生法（第12条の2）

・直僱の労働者数が常時10人以上50人未満の事業場

参考：安全衛生パトロール点検の項目例

・労働災害を防止する上で、工程の節目ごとに店社の工事部門及び安全管理部門の責任者に、建設現場の安全衛生パトロールを行わせ必要な指導をすることが必要。

・基本的事項

朝礼の実施（規律の高揚）	K Y K（危険予知能力の向上）
作業員の把握（有資格作業）	安全日誌及び点検巡視
安全衛生協議会	打ち合せ指示
計画書（作業手順書）（計画・変更）	掲示物
高齢・女子	防護帽・服装
安全標識	重機械等の点検
防火（事務所・休憩所・宿舍・作業場）	新規入所時教育
整理・整頓、環境の整備（事務所・休憩所・宿舍・作業場）等	

・車両、重機災害防止

車両系建設機械	荷役運搬機械（ダンプ・場内運搬車）
クレーン、移動式クレーン（ユニック含）	玉掛け（ポスターの活用）
軌道装置	第三者防護 等

・崩壊、倒壊災害防止

地山・掘削・土留・支保工 勾配	型枠・支保工（一般構築物）
型枠・支保工（ずい道・シールド・推進）等	

・墜落災害防止

安全帯の使用（親綱セット）	架設通路（棧橋）
足場・作業床（構台）	ローリングタワー（脚立）
つり足場	昇降設備（移動梯子）（はしご道）
開口部・ピット	建設リフト
鉄骨の組立 等	

・機械、電気災害防止

電動機器（研磨といし・丸のこドリル等）	溶接機（アセチレン・酸素 等）
電気（分電盤・配電盤）等	

・特殊作業災害防止

酸欠	振動
高圧（潜函・シールド）	粉じん 等

17 安全活動

1) - 安全活動を実施し、記録がある。 安全教育・訓練等

(施工中適宜)

< チェックポイント >

書類確認： 施工計画書に基づき、安全教育等の実施状況、参加状況等を工事関係資料等により確認する。

< 判 断 基 準 >

適 正	安全訓練等が行われた記録がある。
文書通知	安全訓練等の実施や記録に不備があった。
文書注意	安全訓練等を実施していない。又は、文書通知に対し、すみやかに改善されなかった。
対象外	対象外なし。

< 注 意 事 項 >

【特定元方事業者等の講ずべき措置】：労働安全衛生法（第30条）

4．関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと。

【教育に対する指導及び援助】：労働安全衛生規則（第638条）

特定元方事業者は、法第30条第1項第4号の教育に対する指導及び援助については、当該教育を行う場所の提供、当該教育に使用する資料の提供等の措置を講じなければならない。

【施工中の安全確保】：公共建築工事標準仕様書（1.3.7 施工中の安全確保）

(a)建築基準法（昭和25年法律第201号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令等に定めるところによるほか、建設工事公衆災害防止対策要綱編（建築工事編）（平成5年1月12日付け 建設省経建発第1号）に従うとともに、建築工事安全施工技術指針（平成7年5月25日付け 建設省営監発第13号）を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施行に伴う災害及び事故の防止に努める。

参考：安全教育・訓練等の例

- 1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- 2) 当該工事内容等の周知徹底
- 3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- 4) 当該工事における災害対策訓練
- 5) 当該工事現場で予想される事故対策
- 6) その他、安全・訓練等として必要な事項

17 安全活動

1) - 安全活動を実施し、記録がある。
安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある。

(施工中適宜)

<チェックポイント>

書類確認： 作業日毎に安全巡視等を実施しているかを工事関係資料等（安全日誌等）により確認する。

また、安全巡視が形式的になっていないか、指摘や是正措置が記入されているか確認する。

<判断基準>

適 正	安全巡視等が行われた記録や安全日誌等が確認された。
文書通知	安全巡視等の記録や安全日誌等に不備があった。
文書注意	安全巡視等が行われていない。又は、文書通知に対し、すみやかに改善されなかった。
対象外	対象外なし。

<注 意 事 項>

【作業場所の巡視】：労働安全衛生規則（第637号）

・作業場所の巡視については、毎作業日に少なくとも1回、これを行わなければならない。

- 1) 作業間の連絡調整の状況の確認。
- 2) 不安全状態や不安全行動の是正とその指導。
- 3) 工事の進捗状況の把握。

参考：安全衛生活動（安全施工サイクル活動）の実施例

1) 毎日定期的実施するもの

安全朝礼	体操
安全ミーティング（TBM）	安全当番点検
危険予知活動（KY等）	元請係員点検
作業開始前点検	元請社員工程打合せ
職長等点検	
作業所長・安全当番の巡視	
作業中の指導・監督	

2) 毎日定期的実施するもの（昼食・休憩）

作業中の指導・監督	各種の午後の点検・巡視
安全工程打合せ（作業間の連絡・調整）	終業時の確認・報告
業者ごとの持場後片付け	

3) 毎週定期的実施するもの

前週の反省	
週間安全工程打合せ	
機械・電気等の週間点検	
週間一斉片付け	

4) 毎月定期的実施するもの

機械・電気等の定期点検・自主検査	安全衛生教育
災害防止協議会	安全衛生大会

5) 随時に実施するもの

新規入場者教育	入場予定者との事前打合せ
持込機械届の受理	安全衛生大会等の行事
	各種教育訓練・勉強会の実施

注) 印...最重点実施事項 印...重点実施事項 印...順次実施事項

TBM:職長を中心に作業の内容や方法・段取り・問題点について話し合ったり、指示伝達を行うもの。

KY:作業員が事故や災害を未然に防ぐことを目的に作業に潜む危険を予測し、指摘しあうもの。

17 安全活動

1) - 安全活動を実施し、記録がある。 新規入場者教育。

(施工中適宜)

<チェックポイント>

書類確認： 新規入場者教育の実施状況等の工事関係資料等をもとに確認する。
特に、作業者の資格、血圧等の健康状態、危険箇所等の現場説明がチェックされているか確認する。

<判断基準>

適正	新規入場者教育に関する指導及び援助を行っていることが確認できた。
文書通知	新規入場者教育に関する指導及び援助に不備があった。
文書注意	新規入場者教育に関する指導及び援助を行っていなかった。又は、文書通知に対し、すみやかに改善されなかった。
対象外	対象外なし。

<注意事項>

【雇入れ時等の教育】：労働安全衛生規則（第35条）

- ・労働者を雇入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な教育を行わなければならない。

- 1) 工事の概要と作業場の方針
- 2) 作業場内の危険箇所と立入禁止区域
- 3) 担当する作業内容と安全対策（作業手順と災害事例等）
- 4) 作業所の規律と安全心得
- 5) 作業所の安全衛生行事と実施要領
- 6) 避難に関する事項 等

新規入場者教育は、下請負者が実施する義務が課せられていますが、請負者には、教育を行う場所と資料の提供等が義務づけられている。請負者は、新規入場者教育にできるだけ立ち会い、適切に実施するよう指導すること。：労働安全衛生法（第30条第4項）

【雇入れ時等の教育】：建築工事安全施工技術指針（平成7年5月25日付け
建設省営監発第13号）第 編第1章第4 4教育訓練

(1)新規入場者教育

新規に入場する作業員に対しては、作業に従事させる前に作業所の危険場所、立入禁止区域、機械設備の配備状況等を知らせるべく、安全衛生教育を実施する。また、健康診断の受診状況及び通勤経路も確認する。

参考：新規入場時等教育実施報告書の項目例

- 1) 教育の種類（新規入場時、雇入時、作業変更時）
- 2) 実施日時
- 3) 実施場所
- 4) 教育方法（講義、スライド 等）
- 5) 教育内容（上記 参照）
- 6) 講師
- 7) 受講者氏名（受講者に氏名を自筆させること）
- 8) 資料

18 仮設備点検等

1) - 仮設備点検等を実施し、記録がある。 過積載防止対策

(施工中適宜)

< チェックポイント >

- 書類確認： 過積載防止の取り組みの記録や実重量記録資料等を確認する。
現場確認： 運搬車両の積載状況を確認する。
また、過積載を注意喚起する掲示等の取り組みがあるか確認する。

< 判 断 基 準 >

適 正	過積載防止の取り組みが行われていることが確認できた。
文書通知	過積載防止の取り組みに不備があった。
文書注意	過積載防止の取り組みが行われていない。又は、文書通知に対し、すみやかに改善されなかった。
対象外	運搬車両がない工事。

< 注 意 事 項 >

過積載は、ブレーキ性能の低下やハンドル操作の遅れが発生し、交通事故の誘発要因となるとともに、道路及び橋梁等を損傷する一因となる。

過積載は、エンジンや車体に過大な負担がかかることにより、騒音・振動及び排気ガスの増大を招く。

荷台枠高さによる容量管理や自重計等による計測管理などにより積載量の管理状況、過積載防止の取り組み状況のわかる記録を整備する。

【ダンプトラック等による過積載等の防止】：特記仕様書（1一般共通事項16過積載の防止）

- (1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること
- (4) さし枠の装着または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることのないようにすること。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下、法という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮の欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (7) 以上のことにつき、下請け契約における受注者を指導すること。

過積載の目安

・ダンプトラックのメーカーや車輦により許容積載量に差異があるが、過積載の目安として下記を基準とする。

- 1) 土砂及び砕石・アスファルト合材等の建設資材は均した状態で平ボディの高高いっぱいまで。
- 2) アスファルト・コンクリート殻及びアスファルト切削殻は、平ボディの上への高高20cmまでは定量による積載とみなす。

【過積載の禁止】：道路交通法（第58条の2）

- ・車両には、積載荷重をこえて積載してはならない。
- ・警察官は、車両の積載物の重量を測定することができる。
- ・警察官は、過積載とならないよう措置を命ずることができる。

・参考：車両の重量等の最高限度

積載制限

1) 幅	2.5m
2) 重量	
	総重量 20t
	軸重 10t
	輪荷重 5t
3) 高さ	3.8m
4) 長さ	12m

1) 長さ	車の長さ + 車の長さの1/10
2) 幅	車輦の幅
3) 高さ	3.8m

18 仮設備点検等

1) - 仮設備点検等を実施し、記録がある。 機械・車両等点検整備等

(施工中適宜)

< チェックポイント >

書類確認： 車両機器類の点検状況報告書等により、その状況を確認する。

現場確認： 現場工事車両の特定自主検査済標章を確認する。

< 判 断 基 準 >

適 正	定期自主検査等が行われ、実施記録も整理されていることが確認できた。
文書通知	点検や記録に不備があった。
文書注意	文書通知に対し、すみやかに改善されなかった。
対象外	対象外なし。

< 注 意 事 項 >

【定期自主検査の記録】：労働安全衛生規則（第169条）

・自主検査を行ったときは、下記事項を記録し、3年間保存すること。

- 1) 検査年月日、検査の方法、検査箇所
- 2) 検査の結果、検査を実施した者の氏名
- 3) 検査結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

参考：

請負者は、下請業者に対し、建設現場に持ち込む建設機械等の機械整備について事前に通知させ、これを把握しておくとともに、定期自主点検、作業開始前点検等を徹底させること。

- ・持込機械等（移動式クレーン、車両系建設機械等）使用届
- ・持込機械等（電動工具、電気溶接機等）使用届
- ・持込機械届受理証
- ・工事用車両届

18 仮設備点検等

1) - 仮設備点検等を実施し、記録がある。 重機操作時安全点検記録等

(施工中適宜)

< チェックポイント >

- 書類確認： 工事・安全日誌の点検記録や写真等の工事関係資料をもとに確認する。
現場確認： 誘導員配置状況や分離措置の状況を確認する。
また、クレーン作業のある場合はクレーン合図表の掲示を確認する。

< 判 断 基 準 >

適 正	適切な分離措置が実施されていることが確認された。
文書通知	分離措置に不備があった。
文書注意	分離措置が実施されていない。又は、文書通知に対し、すみやかに改善されなかった。
対象外	重機の使用がない工事。

< 注 意 事 項 >

建設機械との混在作業で、作業員に危険の生ずるおそれのある時は、監視員を配置し危険箇所へ作業員が立ち入らないように監視すること。

...建設機械安全施工技術指針（第93）

誘導員の配置について

- ・ 事業者は、車両系建設機械の運転について誘導者を置くときは、一定の合図を定め、誘導者に当該合図を行なわせなければならない。
2 前項の車両系建設機械の運転者は、同項の合図に従わなければならない。
...労働安全衛生規則（第159条）
- ・ 掘削機械、積込み機械、運搬機械が、作業員の作業区域に後進して接近する時、または転落のおそれのある時は、誘導員を配置し、その者に当該建設機械の誘導をさせること。
...労働安全衛生規則（第365条）
- ・ 建設機械による作業において、作業員がアームやジッパなどと接触するおそれのある箇所や走行時に巻き込まれるおそれのある場所などには、作業員の立入りをさせてはならない。やむを得ず立ち入る必要があるときは、誘導員を配置して、その者に建設機械の誘導をさせること。
...労働安全衛生規則（第158条）
- ・ 路肩、傾斜地等で建設機械を使用する場合で、転倒または転落の危険が生ずるおそれのあるときは、誘導員を配置して、その者に当該建設機械の誘導をさせること。
...労働安全衛生規則（第157条第2項）

クレーン等安全規則（第25条）

1. 事業者は、クレーンを用いて作業を行なうときは、クレーンの運転について一定の合図を定め、合図を行なう者を指名して、その者に合図を行なわせなければならない。ただし、クレーンの運転者に単独で作業を行なわせるときは、この限りでない。
2. 前項の指名を受けた者は、同項の作業に従事するときは、同項の合図を行なわせなければならない。
3. 第一項の作業に従事する労働者は、同項の合図に従わなければならない。

1 8 仮設備点検等

1) - 仮設備点検等を実施し、記録がある。
山留め、仮締切等の点検及び管理記録

(施工中適宜)

< チェックポイント >

現場確認： 現場の点検を行っているか、各種記録等を確認する。(設置完了時の点検、作業開始前点検、定期点検)

< 判 断 基 準 >

適 正	適正な時期に各種点検が行われていることが確認できた。
文書通知	点検及び管理記録に不備があった。
文書注意	適正な時期に各種点検が行われていない。又は、文書通知に対し、すみやかに改善されなかった。
対象外	山留め、仮締切等がない工事。

< 注 意 事 項 >

土止め(土留め)支保工の点検時期 ...労働安全衛生規則(第373条)

・下記の時期に点検を行い、異常を認めた場合は直ちに補強または補修すること。

- 1) 設置後7日を超えない期間ごと。
- 2) 中震(震度階級4以上)以上の地震の後。
- 3) 大雨等により地山が急激に軟弱化するおそれのある事態が生じた後。

参考：【安全サポートマニュアル】国土交通省

http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/anzen_support/index.htm

参考：【建設機械施工安全マニュアル】国土交通省

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kensetsusekou/kankyo/mic/safe_manual/safe_manual.htm

18 仮設備点検等

1) - 仮設備点検等を実施し、記録がある。
足場、支保工の組立完了時・使用中の点検及び管理記録

(施工中適宜)

< チェックポイント >

現場確認： 現場の点検を行っているか、各種記録等を確認する。(組立完了時の点検、作業開始前点検、定期点検)
また、足場に昇降口や荷重の表示があるか確認する。

< 判 断 基 準 >

適 正	適正な時期に各種点検が行われていることが確認できた。
文書通知	点検及び管理記録に不備があった。
文書注意	適正な時期に各種点検が行われていない。又は、文書通知に対し、すみやかに改善されなかった。
対象外	足場、支保工がない工事。

< 注 意 事 項 >

足場の点検時期

...労働安全衛生規則(第567条)

・下記の時期に点検を行い、異常を認めた場合は直ちに補修をすること。

- 1) 強風(10分間の平均風速が10m/s以上)、
大雨(1回の降雨量が50mm以上)、
大雪(1回の積雪量が25cm以上)等の悪天候の後。
- 2) 中震(震度階級4以上)以上の地震の後。
- 3) 足場の組立て、一部解体もしくは変更の後。

点検は、作業主任者が足場において作業を開始する前に実施すること。

- 4) 吊り足場については、毎日の作業開始前。 ...労働安全衛生規則(第568条)

- 5) 吊り足場以外については、使用者が毎日作業開始前に手すりの取りはずしの有無等を確認すること。

...労働安全衛生規則(第567条)

型枠支保工の点検時期

・下記の時期に点検を行い、異常を認めた場合は直ちに補修をすること。

- 1) コンクリートの打設作業を行う日の作業開始前。 ...労働安全衛生規則(第244条)

1 9 関係機関等

1) - 関係機関等との調整等を実施し、記録がある。
関係官署

(施工中適宜)

< チェックポイント >

書類確認： 関係機関の許可証の写し、協議記録等を確認する。
また、その概要を監督職員に報告しているか確認する。

< 判 断 基 準 >

適 正	関係機関との協議等が適切に行われ、許可書類等の確認もできた。
文書通知	関係機関との協議不足等があった。
文書注意	文書通知に対し、すみやかに改善されなかった。
対象外	関係機関との調整等が不要な工事。

< 注 意 事 項 >

請負者は、工事着手前に関係機関との協議を速やかに行うこと。

・ 官公庁等への届け出等において技術者が主体的な役割を果たしているか確認。

申請書等の内容をもとに技術者に聞き取り。

公共建築工事標準仕様書 (1.1.3 官公署その他への届出手続等)

(a) 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。

(b)(a)に規定する届出手続等を行うに当たっては、届出内容について、あらかじめ監督職員に報告する。

(c) 関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材、労務等を提供する。

19 関係機関等

1) - 関係機関等との調整等を実施し、記録がある。 近隣住民・入居官署

(施工中適宜)

< チェックポイント >

書類確認： 地元関係者との打合せや苦情処理対応記録、回覧、挨拶文などの啓発活動状況を確認する。
また、その概要を監督職員に報告しているか確認する。

< 判 断 基 準 >

適 正	地元住民等との交渉、苦情処理等の内容は、文書で確認する等明確にしていることが確認できた。
文書通知	地元住民等との交渉、苦情処理などへの対応、報告に不備があった。
文書注意	文書通知に対し、すみやかに改善されなかった。
対象外	施工に必要な交渉や施工に関して苦情がない工事。

< 注 意 事 項 >

直接関係する地元住民等の調整、打合せを十分に行い、スムーズな工事の進行に努めるよう指導すること。

・住民への説明において技術者が主体的な役割を果たしているか確認。

日報や住民からの苦情内容を確認。必要に応じて技術者に聞き取り。

公共建築工事標準仕様書 (1.3.7 施工中の安全確保)

(f) 工事の施工に当たっての近隣等との折衝は、次による。またその経過について記録し、遅滞なく監督職員に報告する。

(1) 地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督職員に報告する。

(2) 工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、直ちに誠意をもって対応する。

19 関係機関等

1) - 関係機関等との調整等を実施し、記録がある。 関連工事等

(施工中適宜)

< チェックポイント >

書類確認： 近隣工区との調整や他事業占有者との打合せ記録、事前立会、試掘等の立会記録等を確認する。

< 判 断 基 準 >

適 正	近接工事や施工上密接に関係する他工事の請負者との工程調整、立会等が適切に実施、管理が行われている。
文書通知	近接工事や施工上密接に関係する他工事の請負者との工程調整、立会等に不備があった。
文書注意	文書通知に対し、すみやかに改善されなかった。
対象外	隣接工事又は施工上密接に関連する工事が無い場合。

< 注 意 事 項 >

近隣工事または工事施工に関連する工事（水道、ガス、電気事業者等）との打合を行いスムーズな工事の進行に努めるよう指導すること。

- ・ 近隣工事との調整において技術者が主体的な役割を果たしているか確認。

近隣工事との調整状況を技術者に聞き取り。

【関連工事の調整】：長崎県建設工事請負契約書（第2条）

- ・ 発注者は、請負者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合において、請負者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

【請負者相互の協力】：特記仕様書（1一般共通事項 12工事関係者連絡会議）

- ・ 工事現場が隣接し、又は同一場所において別途工事がある場合には、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、工事関係者連絡会議を組織する。

3. 参考資料

- . 主任技術者となりうる資格一覧表

・主任技術者となりうる資格要件一覧表

建設工事の種類	建設工事の例示（建設省告示第350号）	工事現場に置くべき主任技術者の資格（指定学科については、次頁に掲載）
土木一式工事	<p>（建設工事の内容） 総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。）</p>	<p>高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級又は2級建設機械施工技士 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（土木） 技術士（建設部門） 技術士（農業部門・選択科目「農業土木」） 技術士（林業部門・選択科目「森林土木」） 技術士（水産部門・選択科目「水産土木」） 技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」） 技術士（総合技術監理部門・選択科目「農業土木」） 技術士（総合技術監理部門・選択科目「森林土木」） 技術士（総合技術監理部門・選択科目「水産土木」）</p>
建築一式工事	<p>（建設工事の内容） 総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。）</p>	<p>高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（建築） 1級又は2級建築士</p>
大工工事	<p>大工工事 型枠工事 造作工事</p>	<p>高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（躯体） 1級又は2級建築士若しくは木造建築士 技能検定1級の建築大工若しくは2級の建築大工に合格後、1年以上の実務経験者 建築工業業及び大工工業業に係る建設工事に關し、12年以上の実務経験を有する者のうち大工工業業に係る建設工事に關し8年以上の実務経験を有する者 大工工業業及び内装仕上工業業に係る建設工事に關し、12年以上の実務経験を有する者のうち大工工業業に係る建設工事に關し8年以上の実務経験を有する者</p>
とび・土工・コンクリート工事	<p>とび工事 ひき工事 足場等仮設工事 重量物の揚重運搬配置工事 鉄骨組立工事 コンクリートブロック据付工事 工作物解体工事 くい工事 くい打ち工事 くい抜き工事 場所打ちくい工事 土工 掘削工事 根切り工事 発破工事 盛土工事 コンクリート工事 コンクリート打設工事 コンクリート圧送工事 プレストレストコンクリート工事 地すべり防止工事 地盤改良工事 ボーリンググラウト工事 土留め工事 仮締切工事 吹付け工事 道路付属物設置工事 捨石工事 外構工事 はつり工事（コンクリート造の型枠工事）</p>	<p>高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級又は2級建設機械施工技士 1級土木施工管理又は2級土木施工管理技士（土木又は薬液注入） 1級建築施工管理技士又は2級の建築施工管理技士（躯体） 技術士（建設部門・農業部門（農業土木）・林業部門（森林土木）・水産部門（水産土木）） 1級のとび・とび工、型枠施工、コールド圧送施工、火砕土施工の技能検定合格者 2級のとび・とび工技能検定に合格後1年以上実務経験を有する者 2級の型枠施工、コンクリート圧送施工、火砕土施工の技能検定後1年以上実務経験を有する者 地すべり防止工事士資格認定試験合格者で地すべり防止工事士として登録後1年以上の実務経験を有する者 土木工業業及びとび・土工工業業に係る建設工事に關し、12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工業業に係る8年以上の実務経験を有する者</p>
左官工事	<p>左官工事 モルタル工事 モルタル防水工事 吹付け工事 とぎ出し工事 洗い出し工事</p>	<p>高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） 技能検定1級の左官若しくは2級の左官に合格後、1年以上の実務経験者</p>
石工事	<p>石積（張）工事 コンクリートブロック積（張）工事</p>	<p>高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（土木） 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） 技能検定1級のブロック建築、ブロック建築工、石材施工、石積み若しくは石工、コンクリート積みブロック施工に合格した者 技能検定2級のブロック建築、ブロック建築工、石材施工、石積み若しくは石工、コンクリート積みブロック施工に合格後、1年以上の実務経験を有する者</p>
管工事	<p>冷暖房設備工事 冷凍冷蔵設備工事 空調設備工事 給排水・給湯設備工事 厨房設備工事 衛生設備工事 浄化槽設備工事 水洗便所設備工事 ガス配管工事 ダクト工事 管内更正工事</p>	<p>高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級又は2級管工事施工管理技士 技術士（機械部門・選択科目「流体機械」若しくは「暖冷房及び冷凍機械」） 技術士（水道部門） 技術士（衛生工部門） 技術士（総合技術監理部門・選択科目「流体機械」若しくは「暖冷房及び冷凍機械」） 技能検定1級の配管（選択科目「建設配管作業」、空調設備配管、給排水衛生設備配管、配管工に合格した者 技能検定2級の配管、空調設備配管、給排水衛生設備配管、配管工に合格後1年以上の実務経験を有する者 建築士法第20条第4項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき、国土交通大臣が定める資格を有することとなった後、1年以上の実務経験を有する者 給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後、1年以上の実務経験を有する者 1級計装士審査に合格後、1年以上の実務経験を有する者</p>
鋼構造物工事	<p>鉄骨工事 橋梁工事 鉄塔工事 石油・ガスの貯蔵用タンク設置工事 屋外広告塔工事 閘門・水門等の門扉設置工事</p>	<p>高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級土木施工管理又は2級土木施工管理技士（土木） 1級建築施工管理技士又は2級の建築施工管理技士（躯体） 1級建築士 技術士（建設部門「鋼構造及びコンクリート」） 技能検定1級の鉄工（製罐作業又は構造物鉄工作業）又は製罐に合格した者 技能検定2級の鉄工又は製罐に合格後1年以上の実務経験を有する者</p>
鉄筋工事	<p>鉄筋加工組立工事 ガス圧接工事</p>	<p>高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級建築施工管理技士又は2級の建築施工管理技士（躯体） 技能検定1級の鉄筋組立に合格した者 技能検定1級の鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業）に合格した者 技能検定1級の鉄筋施工（鉄筋組立作業）に合格した者 技能検定の鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業）に合格した後、1年以上の実務経験を有する者 技能検定の鉄筋施工（鉄筋組立作業）に合格した後、1年以上の実務経験を有する者 技能検定2級の鉄筋組立に合格後、1年以上の実務経験を有する者</p>

ほ装工事	アスファルト舗装工事 コンクリート舗装工事 ブロック舗装工事 路盤築造工事	高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級土木施工管理又は2級土木施工管理技士（土木） 1級又は2級建設機械施工技士 技術士（建設部門）
屋根工事	屋根ふき工事	高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） 1級又は2級建築士 技能検定1級の板金（選択科目「建築板金作業」）、建築板金、板金工（選択科目「建築板金作業」） からわぶき若しくはスレート施工とするものに合格した後屋根工事に1年以上の実務経験を有する者 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に1、2年以上の実務経験を有する者のうち大工工事業に係る建設工事に1年以上の実務経験を有する者
電気工事	発電設備工事 送配電線工事 引込線工事 変電設備工事 構内電気設備（非常用電源設備を含む）工事 照明設備工事 電車線工事 信号設備工事 ネオン装置工事	高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級電気工事施工管理技士又は2級電気工事施工管理技士 技術士（電気・電子部門、建設部門） 技術士（総合技術監理部門（電気・電子部門・建設部門）） 第1種電気工事士 第2種電気工事士の免状の交付後、実務経験3年以上 第1種、第2種電気主任技術者 第3種電気主任技術者免状の交付後、実務経験5年以上 建築士法第20条第4項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することになった後電気工事に1年以上実務経験を有する者 （社）日本計装工業会の行う1級の計装士技術審査に合格した後電気工事に1年以上の実務経験を有する者
タイル・レンガ・ブロック工事	コンクリートブロック積（張）工事 レンガ積（張）工事 タイル張り工事 築炉工事 石綿スレート張り工事	高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（躯体又は仕上げ） 1級又は2級建築士 技能検定1級のタイル張り、タイル張り工、築炉、築炉工、ブロック建築、ブロック建築に合格した者 技能検定のれんが積み、コンクリート積みブロックに合格した者 技能検定2級のタイル張り、タイル張り工、築炉、築炉工、ブロック建築、ブロック建築に合格後、1年以上の実務経験を有する者
板金工事	板金加工取付工事 建築板金工事	高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） 技能検定1級の板金、工場板金、建築板金、打出し板金 技能検定2級の板金、工場板金、建築板金、打出し板金、板金工合格後、1年以上の実務経験を有する者
ガラス工事	ガラス加工取付工事	高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） 技能検定1級のガラス施工に合格した者 技能検定2級のガラス施工に合格した後、1年以上の実務経験を有する者 建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に1、2年以上の実務経験を有する者のうちガラス工事業に係る建設工事に1年以上の実務経験を有する者
塗装工事	塗装工事 溶射工事 ライニング工事 布張り仕上げ工事 鋼構造物塗装工事 路面標示工事	高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装） 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） 技能検定1級の塗装、木工塗装、木工塗装工、建築塗装、建築塗装工、金属塗装、金属塗装工、噴霧塗装、路面標示 施工に合格した者 技能検定2級の塗装、木工塗装、木工塗装工、建築塗装、建築塗装工、金属塗装、金属塗装工、噴霧塗装、に合格した 後、1年以上の実務経験を有する者
しゅんせつ工事	浚渫工事	高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（土木） 技術士（水産部門・選択科目「水産土木」） 技術士（総合技術監理部門・選択科目「水産土木」） 土木工事業及び浚渫工事業に係る建設工事に1、2年以上の実務経験を有する者のうち浚渫工事業に係る建設工事に1年以上の実務経験を有する者
防水工事	アスファルト防水工事 モルタル防水工事 シーリング工事 塗膜防水工事 シート防水工事 注入防水工事	高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） 技能検定1級の防水施工に合格した者 技能検定2級の防水施工に合格した後、1年以上の実務経験を有する者 建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に1、2年以上の実務経験を有する者のうち防水工事業に係る建設工事に1年以上の実務経験を有する者
内装仕上工事	インテリア工事 天井仕上げ工事 壁張り工事 内装間仕切り工事 床仕上げ工事 たたみ工事 ふすま工事 家具工事 防音工事	高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） 1級又は2級建築士 技能検定1級の畳製作、畳工、内装仕上げ施工、カーテン施工、天井仕上げ施工、床仕上げ施工、表装、表具、表具工に合格した者 技能検定2級の畳製作、畳工、内装仕上げ施工、カーテン施工、天井仕上げ施工、床仕上げ施工、表装、表具、表具工に合格した後、1年以上の実務経験を有する者 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に1、2年以上の実務経験を有する者のうち内装仕上工事業に係る建設工事に1年以上の実務経験を有する者
機械器具設置工事	プラント設備工事 内燃力発電設備工事 給排水機器設置工事 ダム用仮設備工事 舞台装置設置工事 立体駐車場設備工事 運搬機器設置工事 集塵機器設置工事 揚排水機器設置工事 遊戯施設設置工事 サイロ設置工事	高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 技術士（機械部門） 技術士（総合技術監理部門・選択科目「機械部門」）

熱絶縁工事	冷暖房設備 冷凍冷蔵設備 動力設備又は燃料工業 化学工業等の設備の熱絶縁工事	高校(指定学科)卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学(指定学科)卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士(仕上げ) 技能検定1級の熱絶縁施工に合格した者 技能検定2級の熱絶縁施工に合格した後、1年以上の実務経験を有する者 建築工業業及び熱絶縁工業に係る建設工事に關し、12年以上の実務経験を有する者のうち熱絶縁工業に係る建設工事に關し8年以上の実務経験を有する者
電気通信工業	電気通信線路設備工事 電気通信機械設置工事 放送機械設置工事 空中線設備工事 データ通信設備工事 情報制御設備工事 TV電波障害防除設備工事	高校(指定学科)卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学(指定学科)卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 技術士(電気・電子部門)
造園工事	植栽工事 地被工事 景石工事 地ごしらえ工事 公園設備工事 広場工事 園路工事 水景工事	高校(指定学科)卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学(指定学科)卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級又は2級造園施工管理技士 技術士(建設部門) 技術士(林業部門・選択科目「林業又は森林土木」) 技術士(総合技術監理部門・選択科目「建設部門」) 技術士(総合技術監理部門・選択科目「林業又は森林土木」) 技能検定1級の造園に合格した者 技能検定2級の造園に合格した後、1年以上の実務経験を有する者
さく井工事	さく井工事 観測井工事 還元井工事 温泉掘削工事 井戸築造工事 さく孔工事 石油掘削工事 天然ガス掘削工事 揚水設備工事	高校(指定学科)卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学(指定学科)卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 技術士(水道部門・選択科目「水道及び工業用水道」) 技能検定1級のさく井に合格した者 技能検定2級のさく井に合格した後、1年以上の実務経験を有する者 地すべり防止工事士として登録後、1年以上の実務経験を有する者
建具工事	金属製建具取付工事 サッシ取付け工事 金属製カーテンウォール取付工事 シャッター取付工事 自動ドア・取付工事 木製建具取付工事 ふすま工事	高校(指定学科)卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学(指定学科)卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士(仕上げ) 技能検定1級の木工(選択科目「建具製作作業」)、建具製作、建具工、カーテンウォール施工、サッシ施工に合格した者 技能検定2級の木工、建具製作、建具工カーテンウォール施工、サッシ施工に合格した後、1年以上の実務経験を有する者
水道施設工事	取水施設工事 浄水施設工事 配水施設工事 下水処理設備工事	高校(指定学科)卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学(指定学科)卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士(土木) 技術士(水道部門) 技術士(衛生工学部門・選択科目「水質管理又は廃棄物処理」) 技術士(総合技術監理部門・選択科目「水質管理又は廃棄物処理」) 土木工業業及び水道施設工業に係る建設工事に關し、12年以上の実務経験を有する者のうち水道施設工業に係る建設工事に關し8年以上の実務経験を有する者
消防施設工業	室内消火栓設置工事 スプリンクラー設置工事 水噴霧・泡・不燃性ガス・蒸発性液体又は粉末による消 火設備工事 室外消火栓設置工事 動力消防ポンプ設置工事 火災報知設備工事 漏電火災警報機設置工事 非常警報設備工事 金属製避難はしご・救急袋・暖降機・避難橋又は排煙設 備の設置工事	高校(指定学科)卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学(指定学科)卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 消防法による甲種消防設備士免状又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者
清掃施設工事	ごみ処理施設工事 し尿処理施設工事	高校(指定学科)卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学(指定学科)卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 技術士(衛生工学部門・選択科目「廃棄物処理」) 技術士(総合技術監理部門・選択科目「廃棄物処理」)

指定学科	業 種 分 類										
土木工学	土木工業業	舗装工業業	左官工業業	とび・土工工業業	石工業業	屋根工業業	タイル・れんが・ブロック工業業	塗装工業業	鋼構造物工業業	鉄筋工業業	建築工業業
都市工学	鋼構造物工業業	鉄筋工業業	管工業業	水道工業業	清掃工業業	浚渫工業業	防水工業業	熱絶縁工業業	造園工業業	さく井工業業	
衛生工学	土木工業業	舗装工業業	管工業業	水道工業業	清掃工業業	さく井工業業					
交通工学	土木工業業	舗装工業業									
建築学	左官工業業	とび・土工工業業	石工業業	屋根工業業	タイル・れんが・ブロック工業業	塗装工業業	鋼構造物工業業	鉄筋工業業	建築工業業	造園工業業	建具工業業
機械工学	鋼構造物工業業	鉄筋工業業	器械器具工業業	消防工業業	さく井工業業	建具工業業					
電気・電子工学	電気工業業	電気通信工業業	器械器具工業業	消防工業業							
電気通信工学	電気工業業	電気通信工業業									
鉱山学	さく井工業業										

(注) 土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。)
(注) 専門学校は、学校教育法に定める指定学科と認められていません。

. 監理技術者となりうる資格一覧表

・ 監理技術者となりうる資格一覧表

- ・ **建設業法第15条第2号イ**
国土交通大臣が定める試験に合格した者又は免許を受けた者（下表参照）
- ・ **建設業法第15条第2号ロ**
第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事(4,500万円以上)で、発注者から直接請け負い、二年以上指導監督的な実務の経験を有する者
- ・ **建設業法第15条第2号ハ**
国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者（下表参照）
また、当該認定が有効期間の満了により効力を失った者で、有効期間の満了の日から起算して六月以内に(財)全国建設研修センター、(財)建設業振興基金、(社)日本建設機械化協会が実施する監理技術者講習を受講したもののうち、国土交通大臣が建設業法第15条第2号イと同等以上の能力を有する者と認める者。

表 - 建設業法第15条第2号イ又はロの資格一覧

建設工事の種類	建設工事の例示（建設省告示第350号）	工事現場に置くべき監理技術者の資格
土木一式工事	（建設工事の内容） 総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。）	建設業法第15条第2号イ 1級建設機械施工技士 1級土木施工管理技士（土木） 技術士（建設部門） 技術士（農業部門・選択科目「農業土木」） 技術士（森林部門・選択科目「森林土木」） 技術士（水産部門・選択科目「水産土木」） 技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」） 技術士（総合技術監理部門・選択科目「農業土木」） 技術士（総合技術監理部門・選択科目「森林土木」） 技術士（総合技術監理部門・選択科目「水産土木」）
建築一式工事	（建設工事の内容） 総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。）	建設業法第15条第2号イ 1級建築施工管理技士（建築） 1級建築士 建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法の一部を改正する法律（S62法律第69号）の施行の際に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営んでいた者の専任技術者としてその営業所に置かれていた者又は法施行一年間に当該建設業に係る建設工事に関し監理技術者として置かれていた経験のある者 ・当該建設業に係るS63年度、平成元年度又は平成2年度の1級技術検定を受検した者 ・(財)全国建設研修センター、(社)日本建設機械化協会の行う平成元年度又は平成2年度の土木技術者特別認定講習の効果測定に合格した者
大工工事	大工工事 型枠工事 造作工事	建設業法第15条第2号イ 1級建築施工管理技士（躯体） 1級建築士
とび・土工・コンクリート工事	とび工事 ひき工事 足場等仮設工事 重量物の揚重運搬設置工事 鉄骨組立工事 コンクリートブロック据付工事 工作物解体工事 くい工事 くい打ち工事 くい抜き工事 場所打ちくい工事 土工 掘削工事 根切り工事 発破工事 盛土工事 コンクリート工事 コンクリート打設工事 コンクリート圧送工事 プレストレストコンクリート工事 地すべり防止工事 地盤改良工事 ボーリンググラウト工事 土留め工事 仮締切工事 吹付け工事 道路付属物設置工事	建設業法第15条第2号イ 1級建設機械施工技士 1級土木施工管理技士（土木又は薬液注入） 1級建築施工管理技士（躯体） 技術士【建設部門・農業部門（農業土木）・森林部門（森林土木）・水産部門（水産土木）】 技術士【総合技術監理部門（建設部門）、（農業土木）、（森林土木）、（水産土木）】
左官工	左官工事 モルタル工事 モルタル防水工事 吹付け工事 とぎ出し工事 洗い出し工事	建設業法第15条第2号イ 1級建築施工管理技士（仕上げ）
石工事	石積（張）工事 コンクリートブロック積（張）工事	建設業法第15条第2号イ 1級土木施工管理技士（土木） 1級建築施工管理技士（仕上げ）
管工事	冷暖房設備工事 冷凍冷蔵設備工事 空気調和設備工事 給排水・給湯設備工事 厨房設備工事 衛生設備工事 浄化槽設備工事 水洗便所設備工事 ガス配管工事 ダクト工事 管内更正工事	建設業法第15条第2号イ 1級管工事施工管理技士 技術士（機械部門・選択科目「流体工学」、「熱工学」） 技術士（上下水道部門） 技術士（衛生工部門） 技術士（総合技術監理部門・選択科目「流体工学」、「熱工学」、「上下水道部門」、衛生工部門） 建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法の一部を改正する法律（S62法律第69号）の施行の際に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営んでいた者の専任技術者としてその営業所に置かれていた者又は法施行一年間に当該建設業に係る建設工事に関し監理技術者として置かれていた経験のある者 ・当該建設業に係るS63年度、平成元年度又は平成2年度の1級技術検定を受検した者 ・(財)全国建設研修センターの行う平成元年度又は平成2年度の管工事技術者特別認定講習の効果測定に合格した者 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種が1級の配管（選択科目「建築配管作業」）、空気調和設備配管、給配水設備配管又は配管工に合格した者で国土交通大臣が定める考査に合格した者
鋼構造物工事	鉄骨工事 橋梁工事 鉄塔工事 石油・ガスの貯蔵用タンク設置工事 屋外広告塔工事 閘門・水門等の門扉設置工事	建設業法第15条第2号イ 1級土木施工管理技士（土木） 1級建築施工管理技士（躯体） 1級建築士 技術士（建設部門「鋼構造及びコンクリート」） 技術士（総合技術監理部門「鋼構造及びコンクリート」） 建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法の一部を改正する法律（S62法律第69号）の施行の際に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営んでいた者の専任技術者としてその営業所に置かれていた者又は法施行一年間に当該建設業に係る建設工事に関し監理技術者として置かれていた経験のある者 ・当該建設業に係るS63年度、平成元年度又は平成2年度の1級技術検定を受検した者 ・(財)全国建設研修センター、(社)日本建設機械化協会の行う平成元年度又は平成2年度の土木技術者特別認定講習又は(財)建設業振興基金の行う平成元年度又は平成2年度の建築技術者特別認定講習の効果測定に合格した者 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種が1級の鉄工、製缶に合格した者で国土交通大臣が定める考査に合格した者
鉄筋工事	鉄筋加工組立工事 ガス圧接工事	建設業法第15条第2号イ 1級建築施工管理技士（躯体）
ほ装工事	アスファルト舗装工事 コンクリート舗装工事 ブロック舗装工事 路盤築造工事	建設業法第15条第2号イ 1級土木施工管理技士（土木） 1級建設機械施工技士 技術士（建設部門） 技術士（総合技術監理部門「建設部門」） 建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法の一部を改正する法律（S62法律第69号）の施行の際に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営んでいた者の専任技術者としてその営業所に置かれていた者又は法施行一年間に当該建設業に係る建設工事に関し監理技術者として置かれていた経験のある者 ・当該建設業に係るS63年度、平成元年度又は平成2年度の1級技術検定を受検した者 ・(財)全国建設研修センター、(社)日本建設機械化協会の行う平成元年度又は平成2年度の土木技術者特別認定講習の効果測定に合格した者

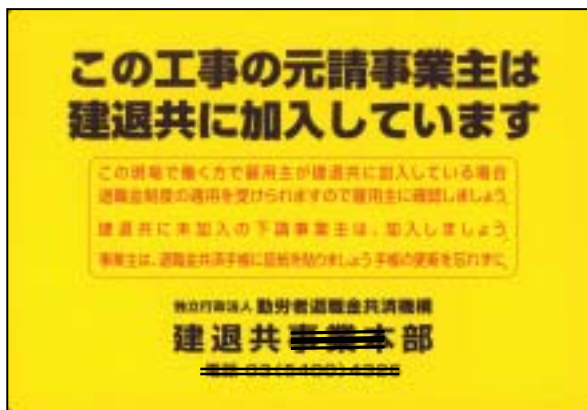
屋根工事	屋根ふき工事	建設業法第15条第2号イ 1級建築施工管理技士(仕上げ) 1級建築士
電気工事	発電設備工事 送配電線工事 引込線工事 変電設備工事 構内電気設備(非常用電源設備を含む)工事 照明設備工事 電車線工事 信号設備工事 ネオン装置工事	建設業法第15条第2号イ 1級電気工事施工管理技士 技術士(電気・電子部門、建設部門) 技術士(総合技術監理部門「電気・電子部門」、「建設部門」)
		建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法施行令の一部を改正する政令(H6政令第391号)の公布の日から改正令附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行日までの間に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営む者の専任技術者としてその営業所に置かれていた者又は当該期間若しくは改正令の公布一年間に当該建設業に係る建設工事に関し監理技術者として置かれていた経験のある者 ・当該建設業に係る平成6年度、平成7年度又は平成8年度の1級技術検定を受検した者 ・(財)建設業振興基金の行う平成7年度又は平成8年度の電気工事技術者特別認定講習の効果測定に合格した者
タイル・レンガ・ブロック工事	コンクリートブロック積(張)工事 レンガ積(張)工事 タイル張り工事 築炉工事 石綿スレート張り工事	建設業法第15条第2号イ 1級建築施工管理技士(躯体又は仕上げ) 1級建築士
板金工事	板金加工取付工事 建築板金工事	建設業法第15条第2号イ 1級建築施工管理技士(仕上げ)
ガラス工事	ガラス加工取付工事	建設業法第15条第2号イ 1級建築施工管理技士(仕上げ)
塗装工事	塗装工事 溶射工事 ライニング工事 布張り仕上げ工事 鋼構造物塗装工事 路面標示工事	建設業法第15条第2号イ 1級土木施工管理技士(鋼構造物塗装) 1級建築施工管理技士(仕上げ)
しゅんせつ工事	浚渫工事	建設業法第15条第2号イ 1級土木施工管理技士(土木) 技術士(建設部門) 技術士(水産部門・選択科目「水産土木」) 技術士(総合技術監理部門・選択科目「建設部門」、「水産土木」)
防水工事	アスファルト防水工事 モルタル防水工事 シーリング工事 塗膜防水工事 シート防水工事 注入防水工事	建設業法第15条第2号イ 1級建築施工管理技士(仕上げ)
内装仕上工事	インテリア工事 天井仕上げ工事 壁張り工事 内装間仕切り工事 床仕上げ工事 たたみ工事 ふすま工事 家具工事 防音工事	建設業法第15条第2号イ 1級建築施工管理技士(仕上げ) 1級建築士
機械器具設置工事	プラント設備工事 運搬機器設置工事 内燃機発電設備工事 集塵機器設置工事 給排水機器設置工事 揚排水機器設置工事 ダム用仮設備工事 遊戯施設設置工事 舞台装置設置工事 サイロ設置工事 立体駐車場設備工事	建設業法第15条第2号イ 技術士(機械部門) 技術士(総合技術監理部門・選択科目「機械部門」)
熱絶縁工事	冷暖房設備 冷凍冷蔵設備 動力設備又は燃料工業 化学工業等の設備の熱絶縁工事	建設業法第15条第2号イ 1級建築施工管理技士(仕上げ)
電気通信工事	電気通信線路設備工事 電気通信機械設置工事 放送機械設置工事 空中線設備工事 データ通信設備工事 情報制御設備工事 TV電波障害防除設備工事	建設業法第15条第2号イ 技術士(電気・電子部門) 技術士(総合技術監理部門「電気・電子部門」)
造園工事	植栽工事 地被工事 景石工事 地ごしらえ工事 公園設備工事 広場工事 園路工事 水景工事	建設業法第15条第2号イ 1級造園施工管理技士 技術士(建設部門) 技術士(森林部門・選択科目「林業又は森林土木」) 技術士(総合技術監理部門・選択科目「建設部門」) 技術士(総合技術監理部門・選択科目「林業又は森林土木」)
さく井工事	さく井工事 観測井工事 還元井工事 温泉掘削工事 井戸築造工事 さく孔工事 石油掘削工事 天然ガス掘削工事 揚水設備工事	建設業法第15条第2号イ 技術士(上下水道部門・選択科目「上下水道及び工業用水道」) 技術士(総合技術監理部門「上下水道及び工業用水道」)
		建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法施行令の一部を改正する政令(H6政令第391号)の公布の日から改正令附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行日までの間に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営む者の専任技術者としてその営業所に置かれていた者又は当該期間若しくは改正令の公布一年間に当該建設業に係る建設工事に関し監理技術者として置かれていた経験のある者 ・当該建設業に係る平成6年度、平成7年度又は平成8年度の1級技術検定を受検した者 ・(財)全国建設研修センターの行う平成7年度又は平成8年度の造園技術者特別認定講習の効果測定に合格した者
建具工事	金属製建具取付工事 サッシ取付け工事 金属製カーテンウォール取付工事 シャッター取付工事 自動ドア・取付工事 木製建具取付工事 ふすま工事	建設業法第15条第2号イ 1級建築施工管理技士(仕上げ)
水道施設工事	取水施設工事 浄水施設工事 配水施設工事 下水処理設備工事	建設業法第15条第2号イ 1級土木施工管理技士(土木) 技術士(上下水道部門) 技術士(衛生工学部門・選択科目「水質管理又は廃棄物管理」) 技術士(総合技術監理部門・選択科目「上下水道部門」、「水質管理又は廃棄物管理」)
消防施設工事	室内消火栓設置工事 スプリンクラー設置工事 水噴霧・泡・不燃性ガス・蒸発性液体又は粉末による 消火設備工事 室外消火栓設置工事 動力消防ポンプ 設置工事 火災報知設備工事 漏電火災警報機設置工事 非常警報設備工事 金属製避難はしご・救急袋・暖 降機・避難橋又は排煙設備の設置工事	
清掃施設工事	ごみ処理施設工事 し尿処理施設工事	建設業法第15条第2号イ 技術士(衛生工学部門・選択科目「廃棄物管理」) 技術士(総合技術監理部門・選択科目「廃棄物管理」)

. その他

2 - 3) 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識



現場標識（シール）：大
 ・ A3サイズ/横420×縦297mm
 （工事名、発注者名、事業所名、
 契約者番号を記入して提示する現場
 標識です。）



現場標識（シール）：小
 ・ A4サイズ/横297×縦210mm
 （A3サイズの半分のサイズです。）

3 - 1) 労災保険関係成立票

労災保険関係成立票	
保険関係成立年月日	平成 年 月 日
労働保険番号	
事業の期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
事業主の住所氏名	
注文者の氏名	
事業主代理人の氏名	

5 0 cm

4 0 cm

- ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（第74条）
（建設の事業の保険関係成立の標識）
労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業に係る事業主は、
労災保険関係成立票（様式第二十五号）を見やすい場所に掲げなければならない。

4 - 1) 建設業許可標識

建設業の許可票	
商号又は名称	
代表者の氏名	
監理 主任	技術者の氏名 専任の有無
	資格名 登録番号
一般建設業又は特定建設業の別	
許可を受けた建設業	
許可番号	許可(-)第 号
許可年月日	平成 年 月 日

3 5 cm以上

2 5 cm以上

- ・一般建設業と特定建設業：
一般建設業の許可建設業者は発注者から直接受注した工事について、総額3,000万円（建築一式工事:4,500万円）以上の下請契約を締結することはできません。
- ・大臣許可と知事許可：
2つ以上の都道府県に営業所を設置して建設業を営む者は大臣許可
1つの都道府県のみ営業所を設置して建設業を営む者は大臣許可
- ・許可の有効期限：
許可の有効期限は5年間
許可の更新申請中であれば、現在の許可の有効期間が満了した場合であっても、その許可は有効なものとして扱われます。

平成 年 月 日作成

施工体系图「提出用」の記載例

工事作業所災害防止協議会兼施工体系图



8 - 1) 資格者証の内容

監理技術者資格者証

(表面)

85.47 ミリメートル以上
85.72 ミリメートル以下

氏名	年 月 日生 本籍		
住所	初回交付 年 月 日 交付 年 月 日		
写真	交付番号	第	号
	監理技術者資格者証		
年 月 日			まで有効
国土交通大臣			印
指定資格者証交付機関代表者			
所属建設業者	許可番号		
有する資格			
建設業の種類	土建大左と石屋電管夕鋼筋舗路板ガ造防内機絶通園井具水消消		
有・無			

(裏面)

備考	

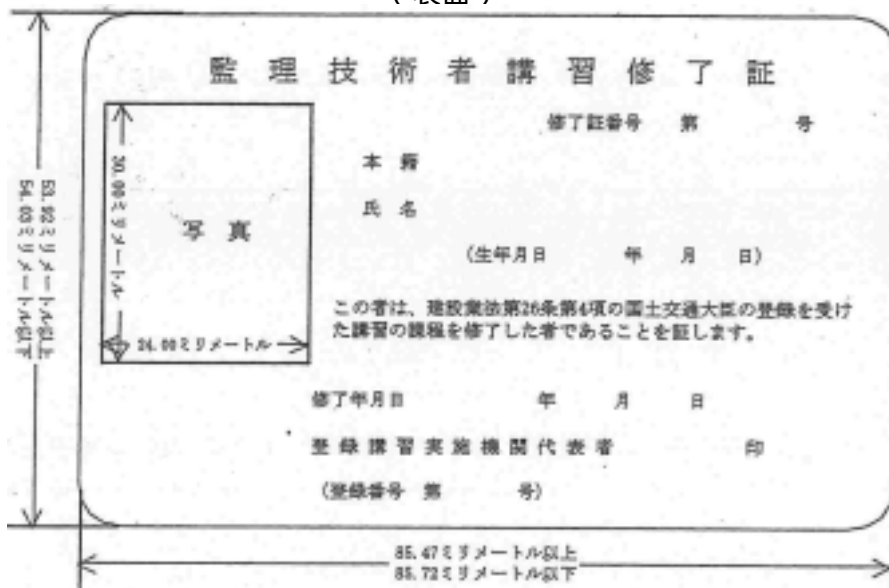
(注) 裏面上部に磁器ストライプをはり付ける。

(見本)

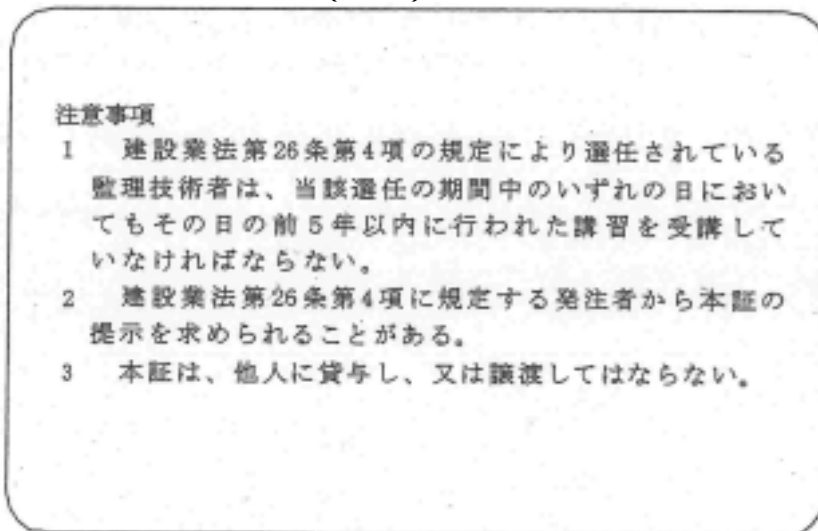
氏名 建設 太郎	昭和35年11月 3日 生 本籍 東京都
住所 東京都千代田区二番町3番地	初回交付 平成13年 1月10日 交付 平成18年 1月 6日
写真	交付番号 第 00010000000 号
	監理技術者資格者証
平成23年 1月 9日 まで有効	
国土交通大臣指定資格者証交付機関	
財団法人 建設業技術者センター理事長	
所属建設業者 (株) ○×建設	許可番号 国土交通大臣 第000000号
有する資格	一土建 一建路 一電路 一舗路 一造士 技(建)
建設業の種類	土建大左と石屋電管夕鋼筋舗路板ガ造防内機絶通園井具水消消
有・無	1 1 1 1 1 1 1 1 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 0 1 0 1 0 1 1 0 0

監理技術者講習修了証

(表面)



(裏面)



備考

- 1 材質は、プラスチック又はこれと同程度以上の耐久性を有するものとする。
- 2 「本籍」の欄は、本籍地の所在する都道府県名(日本の国籍を有しない者にあつては、その者が有する国籍)を記載すること。

(見本)

平成20年9月1日以降



(見本)

平成20年8月31日以前



15 - 1) 産業廃棄物管理票 (マニフェスト)

排出業者が必要に応じて、伝票管理のために任意の番号を記入

処分先の自治体が県外廃棄物の事前協議等を指導している場合に記入

伝票交付担当者 氏名 所属

10桁で、シリアル番号として記入済み

排出業者が伝票を交付した日

混合廃棄物の場合は、「混合」の番号に印を付け、数量を記入するとともに、含まれる品目の番号にも印を付ける(個別の数量記載は不要)

該当する単位と品目の番号に印を付け、その数量を記入する

該当するものに印を付ける

中間処理業者が排出事業者として交付する場合にのみ記載する(二次マニフェストの場合に使用)

収集運搬業者(2)欄は、収集運搬事業者が二社の場合に使用

積替え・保管の有無

運搬担当者の受領確認 運搬担当者が廃棄物の受領時に署名します

有価物捨集が行われる場合には「有」に印を付け、実績数量は収集運搬事業者(1)又は(2)(積替え・保管を行った者)がそれぞれ記入する

排出業者が排出事業者として交付する場合にのみ記載する(二次マニフェストの場合に使用)

該当する処分方法に印を付ける。該当する項目が無い場合は空欄に記入

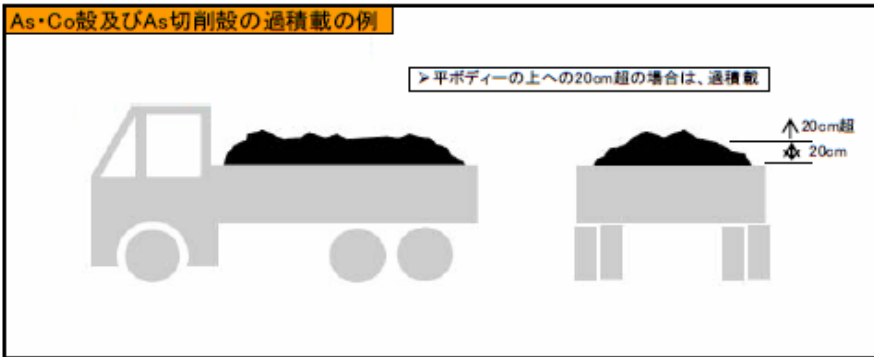
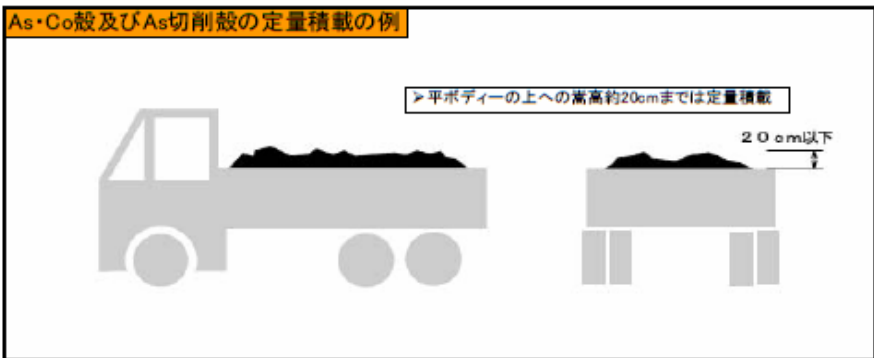
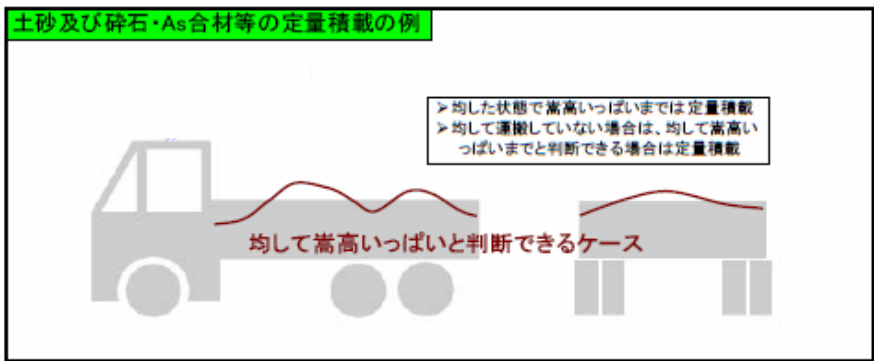
取上注意を要するものについてはその特性や注意事項、工事種別、その他連絡事項についてその内容を記入する

予定されている廃棄物の最終処分先を記載(排出事業者が記載)

マニフェスト 記載例

18-1) 過積載防止対策

【積み込み状況 参考図】



施工プロセスチェックの手引き
(H24改訂版)
【建築工事編】

初版	平成22年11月1日	発行
改訂版	平成23年4月1日	発行
改訂版	平成24年4月1日	発行

長崎県土木部建築課